

## 追 悼



### 名古屋大学名誉教授 森 嶋 昭 夫 先生 追悼

令和6年5月26日、森嶋昭夫先生がご逝去されました（享年89）。森嶋先生は、民法研究においてご高名であるだけでなく、1992年にベトナムから支援要請がなされた際に、いち早くこの要請に対応された、我が国の法制度整備支援事業の先駆者でありました。森嶋先生は、1992年のベトナム支援要請以降約30年にわたり、ベトナムやカンボジアなどの法制度整備支援事業に携わってこられました。

本特集では、故人とゆかりのある方々から寄せられた追悼文を掲載いたします。  
謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

### 森嶋先生 御略歴

|          |             |                           |
|----------|-------------|---------------------------|
| 昭和 9 年   | 1 1 月 1 4 日 | 平壤に生まれる                   |
| 昭和 3 3 年 | 3 月         | 東京大学法学部卒業                 |
| 昭和 3 3 年 | 4 月         | 東京大学法学部助手                 |
| 昭和 3 6 年 | 4 月         | 名古屋大学法学部助教授               |
| 昭和 4 1 年 | 9 月         | ハーバード大学法学部ロースクール大学院修士課程入学 |
| 昭和 4 3 年 | 6 月         | 同修了                       |
| 昭和 4 6 年 | 4 月         | 名古屋大学法学部教授                |
| 昭和 4 8 年 | 7 月         | イェール大学ロースクール客員研究員         |
| 昭和 5 1 年 | 7 月         | ハーバード大学ロースクール客員教授         |
| 昭和 5 5 年 | 7 月         | カナダ・ブリティッシュコロンビア大学法学部客員教授 |
| 昭和 6 3 年 | 4 月         | 名古屋大学法学部長                 |
| 平成 3 年   | 2 月         | オランダ・ライデン大学日本研究所客員教授      |
| 平成 6 年   | 4 月         | 名古屋大学大学院国際開発研究科長          |

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 平成 8 年 4 月   | 上智大学法学部教授、名古屋大学名誉教授       |
| 平成 10 年 4 月  | 財団法人地球環境戦略研究機関理事長         |
| 平成 13 年      | ベトナム社会主義共和国友誼勲章           |
| 平成 14 年      | 国際交流功労者文部科学大臣賞            |
| 平成 14 年      | カンボジア王国友好勲章 (Commandeur)  |
| 平成 21 年      | カンボジア王国友好勲章 (Grand-Croix) |
| 平成 21 年 7 月  | 外務大臣表彰                    |
| 平成 23 年      | カンボジア王国友好勲章 (Grand-Croix) |
| 平成 25 年 6 月  | 加藤・西田・長谷川法律事務所弁護士         |
| 平成 25 年 11 月 | 瑞宝中綬章受章                   |

※なお、本特集の追悼文は五十音順に掲載させていただきます。

# 森嶋昭夫先生の法整備支援事始め

名古屋大学名誉教授

日本法教育研究センター・コンソーシアム会長

鮎 京 正 訓

## はじめに

森嶋昭夫先生（以下、森嶋と記す）は、日本で初めて法整備支援を行った人である。「初めて」という意味は、森嶋が法整備支援というJICAプロジェクトを、日本外務省に掛け合って日本の政府開発援助の中に組み込み、相手国であるベトナム政府の了解を得て、正式な技術協力実施の合意文書（R/D）を締結し、法の分野の途上国支援を最初に行ったのであった。森嶋が法整備支援に着手した時期、すでにアメリカ合衆国やスウェーデンなどの欧米諸国は、途上国に対する法整備支援に取り組んでいた。

1990年を前後する時期から2024年5月に亡くなるまで、森嶋は法整備支援プロジェクトに文字通り心血を注いだ。本稿では、森嶋の法整備支援人生の軌跡を辿り、森嶋が法学者として法整備支援というプロジェクトに何を求めたかを考えてみたい。そして、それを検討することは、日本における法整備支援の成果と課題の両方を明らかにすることにも繋がっていくと考える。なぜならば、プロジェクトの開始から今日に至るまで日本の法務省及びJICAが行ってきた法整備支援に森嶋が及ぼしたリーダーシップは絶大であり、その軌跡はほぼ森嶋の意向に沿って行われたと思われるからである。

## 1 森嶋とアジア・太平洋地域法政研究教育プロジェクトの発足

森嶋は、1988年4月から1990年3月まで名古屋大学法学部長を務めた。名古屋大学の歴史を紐解くと、戦前、東京、京都、東北、九州、北海道、京城、台北、大阪に続く最後の9番目の帝国大学として1939年に名古屋帝国大学は、設立された。当時の文部省は、新しい帝国大学を開設することには消極的だったが、名古屋の地元経済界の熱心な経済的支援と強い要望で実現した。しかし、設立当時の学部は、わずかに医学部と理工学部だけであった。法学部は、戦後の1948年に法経学部として発足し、ようやく1950年に法学部と経済学部が独立した。法学部についていえば、京城帝国大学にいた教授たちのイニシアチブで教員が集められ、学閥にとられない人材が全国から集まった。名古屋大学のモットーは、「自由闊達」「進取の気象」である。

そして、名古屋大学法学部は創立40周年を迎える1990年に向けて、学部の在り方について大きな決断を行った。その頃、森嶋は法学部長として名古屋大学法学部をどうするかを決断を迫られていた。その決断とは、欧米を主要な研究対象とするそれまでの法学、政治学の在り方に加え、アジア・太平洋地域をも主要な研究対象へと拡大するという大胆なものであった。そして、そのような研究と教育を可能とするため、学部を挙げての新しい基金集め－すなわち「アジア・太平洋地域法政研究教育プロジェクト」

(A P プロジェクト。アジア・太平洋基金とも呼ばれた) – が始まった。

森嶋は法学部長として同僚メンバーとともに、名古屋の財界で活躍する卒業生に相談し、基金を集めるために法学部同窓生や名古屋地元企業に働きかけた。多くの人々の協力が功を奏し、アジア・太平洋基金は短期間で約一億二千万円に及ぶ寄付を集めることができた。そして、その基金に基づき、法学部のそれまでの欧米を中心とする研究教育対象設定に加え、アジア・太平洋地域の法と政治を研究及び教育の新たな対象とすることを決定し、プロジェクトの本格的な推進に踏み出した。

この潤沢なアジア・太平洋基金は、名古屋大学法学部に大きな変化をもたらした。1990年代には、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、タイなど多くのアジア諸国から法学・政治学者らを招聘し、大きな国際会議や現地調査などを頻繁に行うことができた。また、その時期、名古屋大学には1991年に新しく大学院国際開発研究科が設立され、順次、アジアの法、政治、経済研究の専門家らが教員として配置された。

森嶋は、法学部長ののち、1994年に名古屋大学大学院国際開発研究科の研究科長となるが、森嶋は国際協力への確固とした思いを抱いていた。のちに森嶋は、「大学と国際協力」を論じ、「残念ながらわが国の大学は、高等教育機関として正当な国際的評価を受けていない・・・それは、わが国の大学がこれまで国際的に十分な情報の発進(ママ)をしてこなかったからだと思われる」(森嶋「大学にとっての国際協力の意義」大学と学生、375号、1996年8月、11頁)と現状を認識していた。

そして、法学部は創立40周年基金を1990年代の10年間でほぼ使い切ったので、当時の佐々木雄太・佐分晴夫歴代法学部長らは、新たに2000年の創立50周年に向けて再び寄付金集めを行った。この時代はアジア経済危機であったにもかかわらず、アジア・太平洋プロジェクトの進展を望む同窓生、地元企業から、さらに約2億円の寄付を得ることができた。加えて、2001年には、特定領域研究「アジア法整備支援－体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」(領域代表者は鮎京)が当時の文部省により採択され、5年間各年度毎に一億円、計五億円の大型プロジェクトが開始された。先のアジア・太平洋基金に加え、この特定領域研究に採択されたことにより、名古屋大学のアジア・太平洋地域に対する研究は飛躍的に進展した。

## 2 森嶋によるベトナム民法支援

1992年のことであったように記憶している。ベトナムでは、司法大臣にグエン・ディン・ロクが就任した。ロクは、司法大臣としてはベトナムでは初めての法律テクノクラートであり、モスクワ大学で法学を学んだ人物であった。ホーチミンと同じゲアン省出身のロクは、優秀で進取の気象に富んだ人物であった。ちなみに前任の司法大臣はファン・ヒエンで、ヒエンは、法律専門家ではなく、元外務次官だったことから分かるように官僚政治家であった。ベトナム司法大臣は、ロク大臣以降レ・タイン・ロンに至るまで様々な外国の大学法学部出身者が担当してきた。2024年5月に司法大臣から副首相に抜擢されたロンは、学部は旧ソ連のアゼルバイジャン、修士課程はカナダ、博

士課程は名古屋大学で学んでいる。

ベトナムは、1980年代後半からドイモイ（刷新）政策を開始したが、1990年代以降本格的に对外开放政策と市場経済化を進め、1992年には新憲法が制定された。そして、それに相応しい法体制を作り上げるという課題に取り組むための人事が、法律テクノクラートのロクの起用であった。ロクに与えられた最大の任務は、市場経済化に適合的な法制度を作り上げることであった。ベトナムでは、それまで、社会主義的な経済システムのもとで、基本的には国営企業しかなく、企業間の法関係は経済法という名称の法により規制されてきたが、市場経済化は不可避免的に民法の制定を求めている。

1992年、私のところに森寫から連絡があり、ベトナムへの法整備支援をしたいが協力して欲しいという話があった。私は1981年の最初の訪越時に出会った、当時、国会法制局主任であり、それ以来親交のあったロクを森寫に紹介した。新任司法大臣のロクは、市場経済化を進めるため新しく民法を制定することにむけて懸命の努力を行っていた。そして、ロクは民法専門の森寫と意気投合し、その後、森寫はベトナムの民法制定支援に最大限の努力を行った。そして、ベトナム民法典は、1995年に制定された。それに至る1990年代前半の時期、森寫はあらゆる人脈を活用して、民間企業の協力を得て、ロク大臣を日本に招聘するなどの活動を行った。その後、森寫は、本格的かつ継続的にベトナム法整備支援を行うために、外務省及びJICAに働きかけた。

法務省ではなく、なぜ外務省に働きかけたかにつき、その間の事情を森寫は次のように記している。「わたくしがベトナムの法整備支援に関わるようになったのは、1993年に・・・名古屋大学法学部の同僚（鮎京－引用者注）とともにハノイを訪れたさいに、ベトナムの司法大臣（ロクのこと－引用者注）から自分（ロクのこと－引用者注）の法整備要請に対して日本政府からは梨の礫だという話を聞いたのがきっかけである」（森寫「ベトナムに対するわが国の法整備支援」書斎の窓、1997年5月号、21－22頁）という。そして、「帰国後法務省に出向いてみると・・・ベトナムへの支援は外交関係だから法務省の所管ではないとし、外務省は、民法は国際関係ではないからとして、最終的には外務省が国際交流基金から費用を出して、話を持ち込んだ民法学者の私が派遣された。しかし、文化交流という形で1回派遣され数日間レクチャーしたからと言って、民法典起草にそれほど役立つわけではない。結局、司法大臣も含めたベトナム側の強い要請があり・・・私費負担も含め3回ハノイに出向」（森寫「わが国の法整備支援支援が目指してきたもの」法律のひろば、2019年3月号、6頁）いたのであった。すなわち、森寫は手弁当で法整備支援プロジェクトを始めたのである。

幸いなことに、1990年代の初めには、日本政府は「知的支援」という開発援助の新しいスキームを生み出していた。これは、従来の、道路、病院、ダムなどの施設をつくるというようないわゆるハコモノ支援とは違い、知的なノウハウを伝える支援として登場してきたもので、すでに、ベトナム経済政策策定支援というプロジェクトが先行して行われていた。そこで、森寫は、外務省に掛け合って、ベトナム法整備支援を二番目

の知的支援とすることを求めた。そのような経緯から、法整備支援のための準備会合は、当初は外務省の会議室で月2回くらいのペースで開催されていた。その会議は、外務省経済協力局（当時。2006年以降は国際協力局となる）とJICAのイニシアチブで行われ、法務省、日本弁護士連合会、私など大学関係者などが構成メンバーとなり、森畠が座長を務めた。その後、法整備支援案件がJICAのフィジビリティ・スタディ（プロジェクトの事業化の可能性調査）の対象となり、森畠も私も何度もハノイに向かい、ベトナム司法省と事前協議を進めた。ところで、日越の事前協議を担当した当時の司法省の国際協力局長は、ハ・フン・クオンであった。クオンは、その後、司法大臣となるが、クオンの懐刀として私たちとの協議の最前線で活躍したのが、当時まだ30歳を越えたばかりのレ・タイン・ロンであった。ロンは、英語もロシア語も堪能で、頭のキレも抜群で、日本側から「やり手の交渉人」と呼ばれていた。

ところで、ベトナムにとって外国による法整備支援は珍しいことではなく、かつて1980年代末までは、当時のソ連の法律顧問団がハノイに常駐し、ベトナムへの法整備支援に従事していた。例えば、1980年に制定されたベトナム憲法は、その少し前にソ連で制定された1977年憲法に類似の規定を多々持っていた。したがって、そのような外国からの法整備支援を受けた経験を持つベトナムにとって、外国からの支援は、支援国からの強い影響を受けてしまうことを熟知しており、民法支援は欲しいが、政治体制も異なる日本の専門家による知的支援は警戒をしなければならないという雰囲気であった。

森畠の法整備支援モデルの最大の特徴は、「その国に対する押しつけにならない法整備支援」というものであり、それは、上記のような背景もあり、行われたと思われる。そして、事実、そのような援助の仕方は、相手国政府からは概ね好感を持って受け止められた。そして、1996年12月にベトナムのハノイにて、日本とベトナムの法整備支援に関する合意文書（R/D）が締結され、ベトナムに対する本格的な法整備支援が開始されることになった。調印は、日本側はJICAを代表して森畠、ベトナム側は司法省を代表してグエン・ディン・ロクにより行われた。

### 3 法整備支援と森畠モデル

森畠は、法整備支援にあたり、「法と社会の動態」という視点を重視した。「私は、戦後日本の激動期に学生時代を過ごし・・・我妻栄先生や川島武宜先生、加藤一郎先生などのもとで各種（例えば、農地相続）の社会調査に動員され、欧米から継受した国家法とわが国の社会規範との間の乖離の大きさに触れるとともに、戦後社会の法と社会の動態に接することができた」、また「ハーバード、イエール留学・・・後は、日本の社会で市民が法を現実に利用できるようにすることが研究者の責任だと考え、公害訴訟の現場も経験した。・・・異文化の所産である欧米の法制度を移植（接ぎ木）したわが国の経験、そして戦後そのような社会で法学教育を受け研究してきた私の経験と欧米法に対する見方は、1世紀遅れて欧米の法制度を移植しようとするベトナムのような国にとっ

て他山の石となるはずである」(前掲、森寫「わが国の法整備支援が目指してきたもの」6頁)と述べている。

他方、森寫は総じて、アメリカ合衆国のトゥルーベックらが1960年代から70年代に行った「法と開発運動／研究」には極めて批判的であり、アメリカ合衆国による、中南米諸国や東南アジア諸国、アフリカ等に行った、アメリカ合衆国法の輸出ともいうべき、自国の制度や価値基準を途上国に押しつける支援というものに、強く否定的であった(森寫の人権、民主主義、法の支配、また、アメリカ合衆国の「法と開発運動」などにつき、鮎京『法整備支援とは何か』2011年、名古屋大学出版会、104－105頁、参照のこと)。

そして、森寫モデルがその後、日本の法務省、JICAの共通理解とされ、アメリカ合衆国の法と開発運動やヨーロッパ諸国の法整備支援とは一線を画し、日本の場合は、「けっして押しつけはしない」法整備支援(例えば、JICA『世界を変える日本式「法づくり」』文藝春秋、2018年、3頁)という文言へと定式化されていった。

森寫は、「我々のプロジェクトでは、支援対象国の社会的経済的条件を前提として、当該社会に受容される法制度の整備を図ることを重視して」と述べ、「支援する対象法分野も、民法などの基本法に重点を置いてきた」(森寫「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば、2001年10月号、16頁)と述べている。

私の理解によると、森寫の法整備支援モデルとは、1、民商事法中心主義、2、人権・民主主義などの価値に関わる問題を支援の対象とすることはできる限り避ける、3、押しつけはしない法整備支援を目指す、というコンセプトである。すなわち、森寫がそのようなスタンスをとったのは、今日では普遍的価値と言われる、人権、民主主義、法の支配などを正面から法整備支援の対象とすると、当然のことながら相手国政府との間で衝突が予想されるからであった。

なお、念のために言えば、今日、日本の法整備支援の対象とする法分野は、民商事法だけではなく、刑事法、行政法の一部なども含み、より多岐にわたっている。

#### 4 「押しつけはしない」法整備支援をめぐる論点

ここで、法整備支援の森寫モデルの今日的意義と課題を検討しておくことは必要な事柄である。森寫が法整備支援をはじめた1990年代初頭という時代は、1989年末にベルリンの壁が崩壊したことに象徴されるように社会主義体制の崩壊の時期であった。冷戦体制崩壊後、平和構築・民主化・ガバナンスという課題が、援助の世界で注目されるようになった。そして、今後は、ベトナムなどの社会主義国家においても市場経済化が進展し、時間はかかるかもしれないが、人権、民主主義、法の支配という価値が徐々に認められる社会となっていくという見通しのもとに法整備支援は始まった。押しつけはしない法整備支援というスタンスは、そのような見通しの中である種の有効性を発揮するアプローチであった。しかし、それから35年を経た今日、ベトナムも含む世界のありようは劇的に変化した。一言で言えば、普遍的価値といわれるものが普遍性を

持ちにくい現実が、あらゆる分野で常態化している。

ここで思い出すのは、カンボジア民事訴訟法起草支援に取り組んだ竹下守夫先生（以下、竹下と記す）の法整備支援モデルは、森寫モデルとは異なっていた。竹下は、法整備支援を行うとしたら、それは民主的法治国家確立という明確な価値と目的をもった支援でなければならないと主張した。竹下は、日本政府が行う法整備支援について、「相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援」であること、「民主的国家体制整備に対する意思を持っており・・・自助努力をしている」国家への支援でなければならないこと（竹下「基調講演 カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」ICD NEWS 第9号、2003年5月、25頁）を強調した。その主張は、いうまでもなく、民商事法中心主義に基づき法整備支援を構想していた森寫への批判を含んでいた（森寫と竹下の議論につき、前掲、鮎京『法整備支援とは何か』176－178頁、参照）。

## おわりに－森寫とロク

1990年代初頭から、森寫とロクの強い絆で始まった日越法整備支援であるが、森寫は、支援対象法領域を民商事法を中心とし、押しつけはしない法整備支援というやり方を求め、人権や民主主義を声高に言わないやり方こそ法整備支援のあり方であると考えた。

他方、ロクは、以前より、法学辞典の編纂において「人権」「民主主義」「立憲主義」などの用語の「近代的」理解に親和性を表明していたが、司法大臣退任後、2013年新憲法制定を控えた時期に、ロクを含む同志72人とともに「憲章72」という自主憲法草案を公表した。その内容は、「主権在民」の明記から始まり、憲法保障を行うための「憲法裁判所」創設規定へと至る、ベトナムにとって新しい法治国家像の提示であった。とくに憲法裁判所設立案は、2000年代以降、韓国法制研究院とドイツのコンラート・アデナウアー財団が共同で行ってきたベトナムへの憲法裁判所創設のための法整備支援に強い影響を受けた提案であった。

ロクらが望む国家像を端的に示すのは、現行の「ベトナム社会主義共和国」という国名をやめ、かつての「ベトナム民主共和国」すなわち第二次大戦後のベトナム民主共和国「独立宣言」（ホーチミンによる起草）にある国名への回帰を求める規定である。しかし、ロクらの自主憲法草案の内容は、ベトナム共産党および政府により受け入れられないとして直ちに拒否された。

そんなあれこれのことを振り返ってみると、日本の法整備支援が、人権、民主主義など普遍的価値と言われるものを支援の対象としなかったことに、ロクが果たして満足していたかどうかは、私には分からない。ロクは森寫に先立ち2021年に亡くなった。

法整備支援を開始した二人の先達が法整備支援について天国でどんな風に語り合っているか、興味は尽きないが、しかし、残された私たちは、法整備支援において「価値」（人権や民主主義や法の支配や自由など）の問題をどのように位置付けるかという難問

に、知恵を集めて立ち向かわなければならないと思う。その際、名古屋大学がアジア各地の日本法教育研究センターを通じて継続的に行ってきた法学教育支援や法学人材育成支援という形の法整備支援は、この難問を解く上で、重要なヒントを提供している。

# 妥協なき碩学への追悼と回想

JICA国際協力専門員／弁護士

枝 川 充 志<sup>1</sup>

## 1 はじめに

はじめに、森寫昭夫先生のこの度のご逝去に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。以下は、森寫先生と私の、短い期間のかかわりの回想録のような内容です。森寫昭夫先生の訃告に接した者として記し残しておきたいと思い筆をとらせていただきました。このような機会を与えていただいた法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」）に感謝申し上げます。

## 2 森寫先生との関わり

私がJICA法整備支援にかかわり始めたのは、2016年4月にJICA国際協力専門員（法整備支援担当）になってからでした。いくつかの国の法整備支援事業を担当し、その中にベトナムがありました。ベトナムといえば森寫先生です。しかしこの時点では森寫先生とは特段のやりとりはありませんでした。

このころは2015年までのベトナム改正民法起草支援を終え、起草支援を中心としてきた対ベトナム法整備支援がひと段落を終えた時期でした。いま思うと対ベトナム法整備支援の次のあり方を模索しはじめた時期でもあったように思えます。年に一、二度、森寫先生が勤務される丸の内の法律事務所に伺うものの、お話を伺うにとどまり、個人として会話をすることはほとんどありませんでした。

その後私は、2018年4月からベトナム法整備支援プロジェクト<sup>2</sup>のJICA長期派遣専門家としてハノイに赴任します。2019年1月には、森寫先生がJICA調査団の一行として来られる機会がありました。次期プロジェクトの検討とJCCへの参加のためです。この時、はじめて多くお話をする機会を得、ようやく顔と名前を憶えていただきました。これ以降、ベトナム法整備支援の新規プロジェクトの検討や本邦研修の準備の関係で多くのやりとりをさせていただくこととなります。メールのみならず、ベトナムから直接電話でお話させていただくことや、一時帰国の際にも直接お話する機会が何度かありました。

## 3 その想いと視座

2020年2月末から3月初旬にかけて、ベトナム司法省本邦研修が実施されました。コロナの“恐怖”がジワジワと広がり始めた頃です。2週間に及ぶ研修期間、先生

<sup>1</sup> 2024年4月19日より「コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト」のJICA長期派遣専門家としてケニアに駐在中。本稿は、筆者の所属する組織・団体の見解を代表するものではありません。

<sup>2</sup> 「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（2015年4月1日～2020年12月31日）

はほぼ連日、幡ヶ谷にある J I C A 東京にご自宅から電車を乗り継いで来られていました。コロナを恐れない森寫節が印象深く思い出されます。

この本邦研修では、準備段階から将来を担う若い行政官の参加を呼び掛けたり、討論を通じて法律上の問題に気づき考えてもらうということの重要性を繰り返しおっしゃっていました。型どおりの思考方法をたどるベトナムの法司法関係者に欠けている点に、その難しさを知りながらあえて挑んでおられました。

2021年1月から始まるベトナム法整備支援の新規プロジェクト形成<sup>3</sup>においてもそのことを強調されていました。この過程で時に協力アプローチに係る自説へのこだわりから、私を含む関係者から物申すのはなかなか難しい側面がありました。しかし先生が提示される協力アプローチの難しさについてベトナム側の事情を踏まえてお話をすると、必ずしも自説にこだわることなく、柔軟にやっていけばよい、ということをおっしゃっていました。上意下達で事を運ぶベトナムの法司法関係者が、討論により多様な意見を戦わせられるようになることで国際社会で伍していけるように、ということを常々繰り返されていました。しかし簡単でないことは自覚されていました。あえて挑戦をされていたと思います。もっとも現場の専門家にとってその実践は必ずしも容易なことではありませんでした。

また、ベトナムから我々が教えてもらう時代が来るということも常々おっしゃっておられました。日本側が上から目線で教えてやる、というような姿勢でいる素振りがあるときは、これを諫める厳しい指摘がありました。

ベトナムでの4年の任期を終え、2022年4月からは再び J I C A 本部で国際協力専門員としての業務に戻り、ベトナムを引き続き担当することとなりました。そのため森寫先生とは従前以上にメールや電話でよくやりとりさせていただきました。この時、ベトナムに限らず、過去の法整備支援の記録をどう活かすのか、といったご指摘をよく受けました。未だにこの宿題は残ったままとなっています。こうしたやりとりしている際、先生はご自身の寄稿である I C D NEWS の「法整備支援の今後を考える」(I C D NEWS 第88号(2021.9))によく言及されていました。いまや先生の遺訓ともいえるべき論稿になっているように思えます。I C D、J I C A に対する期待は常に高いものでありました。

2022年7月には、コロナによる渡航制限が未だある中で、先生を筆頭に、I C D、J I C A 関係者とともにベトナムに出張しました。コロナ以降でかつ2021年1月から新規プロジェクトがはじまって初の日本からの出張でした。しかしこれが先生の最後のベトナム出張となりました。セミナーに参加した際、ベトナム司法省の若手行政官が積極的に議論に参加している様子が印象深かったようです。地方のホテルに泊まった際にはさすがにお疲れのご様子でした。体調を万全にしてまた訪越したい、とおっしゃっていました。

<sup>3</sup> 「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」(2021年1月1日～2025年12月31日)

#### 4 最後の挨拶

2024年2月末、先生は、カンボジア司法省の本邦研修の懇親会に参加されました。この時、新宿住友ビルの地下から一緒に会場に向かいました。年末にお会いした時に比べ足取りが重い感じがしました。

同年3月12日、JICA関係者の人事異動と私のケニア赴任にあわせご挨拶に伺いました。この時、これまでめったに聞かれることがなかった家族の事情など個人的なことを尋ねられました。「一時帰国の際はまたお伺いします」と申し上げたものの、「朝起きたら、蓮の花が咲いているかもしれない」などと、意味深かつ珍しく弱気なことをおっしゃっておられました。時に電話越しに自らを「タヌキ」（私からそう申し上げたのかも知れません。）と称して呵々大笑される先生とは全く違った一面でした。これが直接お会いする最後の機会となりました。

#### 5 常に先を見据えかつ妥協なく

先生は、ベトナム共産党の戦略目標である2030年まで対ベトナム法整備支援を見届けたかったのではないかと思います。常に先を見据えかつ妥協なく、理想と期待が高いがゆえに、他方で誤解を恐れずに言えば時に狡さを見せつつも、関係者には厳しくかつ難しいと捉えられることをおっしゃっておられたように思えます。

先生のように、ベトナムとの関わりからはじまり、約30年にわたる法整備支援の歴史の中に身を置く者にとっては、関係者が入れ替わる中、その認識とのギャップからか、発言が厳しくならざるをえなかったのではないかと思います。

#### 6 最後に

最後にあらためて、一法学徒に過ぎない若輩者からすれば、碩学の警咳に接することができた5年弱の期間は貴重な時間でした。いくつかの宿題もいただいています。「森 嶋です。あ、枝川さんですか？」と電話がかかって来た日々が懐かしく思い出されます。もはやそのような電話が来ないのかと思うと寂しい限りです。

先生、約30年間、本当にお疲れ様でした。また、大変お世話になりました。たくさんのお話を伺うことができました。ありがとうございました。

振り返れば、こうした謝意を先生に直接お伝えする機会はずいぶんありませんでした。最後に記して、追悼の辞とさせていただきます。

## 森嶋昭夫先生との思い出

国際民商事法センター理事／弁護士

小 杉 丈 夫

森嶋先生の名前を始めて耳にしたのは、1966年に遡る。私は当時、司法修習生として、名古屋で実務修習中だった。修習仲間に、後に最高裁判事となる宮川光治氏ら名古屋大学法学部出身者が数名いて、在学中、助教授として民法講座を持たれて間もない森嶋先生から受けた授業の様子を熱く語っていた。森嶋先生は、早くから環境法に関心を持たれていた。折しも、四日市公害訴訟提訴の前夜で、私は、これら先生の教え子の友人達に誘われ、名古屋弁護士会有志により結成された原告弁護団による四日市の漁民の実態調査にも参加したのだった。それら教え子の一人、井上哲夫氏は、後に、四日市市長になった。

1974年、私はハーバード ロースクールにおいて、客員研究員として、客員教授 田中英夫先生（当時東京大学教授）の日本公法の授業をお手伝いしたが、その2年後、森嶋先生が客員教授として日本法講座を担当されることになり、新たな接点が生まれた。

1984年、森嶋先生の下で日本民法を学んでいた北京大学法学部出身の庄 宏志氏（現在、上海在住弁護士）の日本での実務研修を、私の所属する松尾綜合法律事務所でお引受けし、森嶋先生とのおつき合いは深まった。庄氏は、北京大学在学中、中国の文化大革命に巻き込まれ下放（農村での労働）を経験していた。中国での法律の勉強継続に見切りをつけて、日本での勉強に活路を求める中国学生を受け入れ、その面倒を見られる姿に、国境を越える森嶋先生の深い包容力を見る思いがした。

1996年、私は、三ヶ月章先生（元法務大臣、東京大学名誉教授）からのお声掛けで、新たに発足する国際民商事法センター理事をお引き受けし、法務省のアジア法整備支援に、裏方として関わることになった。そして、まったくの手探りで始まったJICA資金によるベトナム支援を皮切りに、実に、30年近くにわたり法整備支援の仕事で、森嶋先生と御一緒することになった。

2001年ハノイで行われた、ベトナム支援第2フェーズ協定書の調印式にも一緒に出席した。日本側は森嶋先生が、ベトナム側はロック司法大臣が協定書に署名された。三ヶ月先生、伊藤正氏（国際民商事法センター会長）、栃木庄太郎氏（法務省法務総合研究所総務企画部長）、武藤司郎弁護士（初代ベトナム長期専門家）も参列された。ロック司法大臣については、日本での会議の一場面も思い出される。大臣から、「今後ベトナムの法整備を進めるにあたって、何か助言はないか」という問い掛けがあったので、私が「ベトナムが本気で外国からの投資を増やしたいと考えるのであれば、ベトナム語の法律を作るだけでは不十分で、今から、法律を英訳して公表することまで考えておくべきだ」という意見を述べたところ、会議後、森嶋先生から「日本でもやっていないことを言ってもらっては困る」と、ひどく叱られた。元より、森嶋先生も法令英訳の重要性は理解しておられた。しかし、先生の頭の中には、まだ初期段階にあるベトナム法整備を進める手順、限ら

れたベトナムの予算の使途など、現実的な行程表が描かれていたに違いない。ちなみに、日本でも、ようやく法令英訳の重要性に目覚め、法務省による日本法令外国語プロジェクトが開始されたのは2004年のことだった（柏木昇 法律文書の英訳術（商事法務））。

森寫先生のアジア法整備支援にかける情熱は尋常なものではなかった。ベトナム、カンボジア、ラオスなど、被支援国への頻繁な訪問、本邦研修、法整備支援連絡会や、研修生との懇親会まで、数え切れない過密な日程をこなされた。多くの政府の審議会、委員会等の要職を務めながらの精力的な活動で、本当に超人的だった。その間、御長男、奥様に相次いで先立たれるという不幸にも見舞われたが、落胆される気振りも見せず、それまで以上に、全力を注がれたように感じられた。ベトナム、カンボジア、ラオスなど被支援国における森寫先生の知名度、先生に対する敬意も大変なもので、本邦研修における研修生との懇親会でも、先生の周りには、いつも一緒に写真を撮りたいという研修生が群がっていた。

感心させられたのは、何事にも手を抜かない姿勢だった。法整備支援連絡会がよい実例であったが、どのような会合でも、必ずと言ってよいほど、手を上げて発言された。誰が相手であるかを問わず鋭い質問をされ、自分の意見を述べられ、時に厳しい叱責をされることも厭わなかった。あいさつや発言が、予定時間を大幅に越えて、司会者が四苦八苦するのを見ることもめずらしくなかった。今になっては、なつかしい思い出である。

日本によるアジア法整備支援の輝かしい成果は、森嶋先生の生涯をかけての貢献なしに語ることができない。御逝去にあたり、正に、巨星墜つの感を深くする。その一方で、先生は、法整備支援の現状について、数々の問題点を指摘されていた。I C D N E W S 第 8 8 号の巻頭言「法整備支援の今後を考える」は、先生の遺言になった。

最後にお目にかかったのは、2024年2月19日のカンボジア本邦研修懇親会だった。杖を持たれ、だいぶ足腰も弱られたと見たが、会の最後まで残って挨拶され、ベトナム再訪の予定についても熱く語っておられたのだった。

長い間お世話になりました。法整備支援にかける先生の情熱と行動、取り組む姿勢に沢山のことを教えていただきました。今は安らかにお休み下さい。有難うございました。

## 相手国を軸とする協力方針

JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム課長

琴 浦 容 子<sup>1</sup>

### 1 はじめに

森寫先生のこの度のご逝去に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。2024年8月1日にガバナンス・平和構築部法・司法チームに着任しました琴浦と申します。2007年5月～2009年6月にもJICA法・司法チームに在籍しており、約15年の時を経て同チームに戻って参りました。以前担当していたカンボジア法整備支援プロジェクトが、民法・民事訴訟法の起草支援から人材育成や制度の運用の定着に軸足を移しており、プロジェクトとして発展を遂げていることに驚くと共に、カンボジアの法整備支援事業を初めから支えてくださっていた森寫先生のご不在であることにとっても大きな喪失感を覚えております。拙いながらも、ご指導いただいた内容を広く共有させていただきたく、寄稿させていただきました。このような機会を与えて頂いた法務省法務総合研究所国際協力部の皆様に感謝申し上げます。

### 2 森寫先生との関わり

私が森寫先生に直接ご指導いただいた2007年5月から2009年6月という期間は、カンボジアにおける法制度整備支援フェーズ2の終盤の時期にあたり、フェーズ3を立ち上げる頃でした。当時、民法草案は既にカンボジアに引き渡し済みでしたが、森寫先生率いる民法部会の先生方には民法の立法プロセスのご支援や付属法起草のご支援、また逐条解説や教科書の作成にご尽力いただいております。

民法の起草が終わっていたことから民法部会の開催頻度は2か月に1回となっておりましたが、部会開催の前には虎ノ門にある先生の事務所に伺い、部会の議題のご相談や付属法起草支援の進め方をご相談させて頂いており、毎月のように森寫先生のお時間を頂いておりました。まだまだ駆け出しの職員だった私はその重みを十分に理解できておりませんでしたが、森寫先生には本当に沢山の時間を割いて頂いていたこと、またそれがいかにありがたいことであったかを今になって改めて感じております。

ベトナムから始まった法整備支援は、JICAにとって新しい支援分野であり、当時は協力の進め方や戦略、方法論を試行錯誤しながら事業を進めていました。他方、その時点で法整備支援が始まって10年経っていましたので、森寫先生からはよくJICAの法整備支援の目的や、対カンボジアの法整備支援の位置づけ・今後の方向性を明確にすべきとご指摘頂きました。成果を出すまで時間を要する法整備支援において、JICAがどの程度覚悟を持って臨んでいるのかというご指摘だったものと思います。また、

<sup>1</sup> 本稿は、筆者の所属する組織・団体の見解を代表するものではありません。

市場経済への移行国以外にも支援国が拡がる中で、どのような体制で、どのように進めていくのかというご懸念も持たれていたと理解しております。約15年を経て法・司法チームに戻ってきてみると、法の支配の実現はJICAのガバナンス分野の協力の一つの柱として位置付けられ、支援の目的やアプローチが整理されており、森嶋先生から叱咤激励を頂きながら少しずつ協力分野として確立されてきたことを実感しました。以前と比べると対象国も協力内容も多様化していますが、ベトナムやカンボジアの支援において森嶋先生が常に重視されていた「相手国の実情にあった支援」は根底に流れる理念として受け継がれており、これからも支援の核としていきたいと思います。

今般法・司法チームに着任し、以前もお世話になった大学の先生方や法務総合研究所国際協力部の教官の皆様と再びご一緒させていただけることをとても嬉しく思っております。森嶋先生がご不在というのは非常に心細いですが、森嶋先生と法整備支援を担ってくださった日本国内の有識者・実務者の多さは、先生が法整備支援の分野に残してくださった大きな財産であり、皆様のお力をお借りしながら共に森嶋先生のレガシーを継承して参りたいと考えております。

### 3 相手国を軸とする先生の協力方針

クメール・ルージュにより人材不足だったカンボジアの法制度整備支援は、他国における起草支援とは異なり、日本の先生方に第一次ドラフトを起草頂く形でご支援いただきました。ご多忙な先生方による起草作業は、本当に大変な工程だったと想像致しますが、「クメール語でカンボジアの実情に合った草案を作る」という森嶋先生の支援方針のもとに、カンボジアの社会の実態や文化を尊重して1条ずつ議論し作り上げられた民法は、カンボジアの経済発展の礎となりました。担当していた当時（2009年）一人当たりGDPが約730ドルだったカンボジアは、今ではコロナ禍の影響も乗り越えて約1,900ドル（2023年）に成長しています。この経済成長を支えたのは、カンボジアの人々の生活に沿った民法だったというのは、言うまでもありません。

私は2009年6月に法・司法チームを離れて以降、西アフリカの国々を担当する業務に長く従事してきました。担当していた地域は政情不安定な国が多く、クーデターも頻発していました。民主的に選ばれた国家元首のクーデターによる失脚や、そのような元首が長期政権に留まることを可能とする憲法改正の動きなどを見ると、民主主義とは何か、法の支配とは何かを考えさせられました。他方、2024年初めに行われたセネガル共和国の大統領選挙では、選挙を急遽延期するとした大統領令に対して憲法評議会が違憲判決を下し、これを大統領も受け入れ、国民も支持しました。まだまだ未熟ではあるものの同国において法の支配が人々に根付いていること、また法の支配が根付くことで国が安定することを実感し、感銘を受けました。アフリカでは旧宗主国の制度を模倣している国が多く、また独立しても旧宗主国の影響を大きく受けており、国内法や各種制度も旧宗主国のものを模倣しているものが多くあります。各種の国際的な交渉や国際場裏で決まるルールもそうした法制度を前提としており、結果、西側諸国が有利とな

る構造が再生産されているとも言えます。こうした状況を見るたびに、カンボジア法整備支援のフェーズ1の案件形成の際に、「日本人とカンボジア人が議論をしながら、クメール語でカンボジアの実情に合った草案を作る」という森脇先生の支援方針にカンボジア側が賛同し、民法だけでなく既にフランスが準備草案を作成していた民事訴訟法も支援対象となったという経緯を思い出しました。法整備支援において相手国の実情に合った草案を作るということ、そのために両者が議論しながら作ることがいかに重要であり、また不可欠であるかを、法整備支援から離れ他国を担当するようになり、改めて感じた次第です。

#### 4 最後に

現場での業務で感じた問題意識を踏まえ、15年ぶりに法・司法チームに戻り、また改めて先生のご指導を賜りたいと思っておりましたので、日本の法制度整備支援の中心にいらっしゃった森脇先生がもういらっしゃらないということがまだ信じられず、非常に残念に感じております。先生に指揮を執っていただいていたカンボジアの法整備支援は制度の普及・定着のフェーズに移っております。カンボジアよりも先に支援が始まったベトナムも、次のフェーズをどのような協力にしていくべきなのかを検討していく時期に来ております。ご存命でいらっしゃったら叱咤激励を頂いていたものと思いますので、引き続き見守っていただけると幸甚です。

先生、約30年という長期にわたるご支援、本当にありがとうございました。

## 「森嶋先生の人となりと法整備支援」

明治大学名誉教授

新 美 育 文

教養部2年の時、「厳しい」と噂されていた森嶋先生のゼミに予備登録をし、翌年の4月初めになって最初のゼミの時間にお会いした時から50余年が過ぎた。

噂に違わず、先生からは、学部から大学院、そして助手になり、その後の研究者に仲間入りした後になっても、大変厳しい指導をいただいた。ただし、それは、あくまでも学問に限っての話である。

学部生の時代には、最初の米国留学によって当時隆盛を誇ったりアリズム法学の洗礼を受け、プラグマティックな思考を展開する先生から、ケース・メソッド方式の講義でのやりとりを初め、ゼミにおける英語文献（アメリカの製造物責任に関する判例・文献）の講読や（交通事故被害者に関する）実態調査の実施など、（当時の、あるいは、現在においても）最先端の、そして多角的な視点を持った指導を受けたことは、今となっては懐かしい思い出であるとともに、現在に至るまでの筆者の教育・研究活動のバック・ボーンになっている。（もっとも、学部生の時のケース・メソッド方式の講義では、先生は、ゼミ生であったため名前を知っている筆者を起点にして、その後に周りの学生に順に当てていく方式をしばしば採られたので、次第に私の周囲から仲間が離れて座っていくようになり、大きな教室で一人ぼつんと離れて座ることになったのは、少々寂しくも感じたところではある。）また、大学院生及び助手時代には、研究者としての問題意識の持ち方、そして、それを解きほぐしていく際の、単なる法解釈論にとどまらない、事実を把握した上での複合的な分析の必要性を教えられた。そして、助手論文執筆も終盤にさしかかった時期のことであるが、客員教授としての講義のためイェール大学に主張中の先生から、論文に役立つ資料であろうとのことで、出版されたばかりの数巻にもなる医事法の現代的課題について発表された「米国大統領委員会報告書」をお送りいただいたときは、ご自身の当面の研究テーマからは逸れているにもかかわらず弟子の論文に役立つからと入手し、アメリカからお送りいただくという、その配慮に感謝するばかりであった。（もっとも、自分の英語読解力からして、締め切りまでの時間が迫っており、参考にせよとされた膨大な英文資料を活用できるのかを考えると、呆然とせざるを得なかったことも白状しておくべきであろうか。）しかし、これも、現存する知見を可能な限り渉猟し、それらを十分に踏まえた研究を進めるべきであるという、先生の研究に対する姿勢を如実に示すものであり、筆者もそれに懸命に取り組んだことを思い出す。

ところで、先生が「歯に衣を着せない」発言をされるのを常としていたことは周知のとおりである。しかし、そこにはまったく悪意は見られなかった。人に媚びることを嫌うと同時に、相手の意見や考えを尊重した上で、ご自身の意見を率直に述べられるのが先生の真骨頂であった。先生はよくおっしゃっていた。「右の人からは左と言われ、左の人か

らは右と言われる。自分としては、何ら変わるところはないのですがね。」と。こうしたスタンスは、多感な少年期に、敗戦を経験し、平壤から命からがら日本に辿り着き、苦しい生活を過ごす中で、まわりの大人達、特に当時の国の指導者らが戦前の主張と180度異なる主張を臆面もなく述べたりするのを目の当たりに見聞きしたことが背景となっていると、先生はおっしゃっていた。そして、このスタンスは、公害被害者の救済、製造物責任被害者の救済に係る訴訟を研究者として支援する活動を初めとして、それら救済のための立法や制度設計などに携われる中においても貫かれたことはご存じの通りである。そして、その根底には、困っている人がいたら、なんとか手を貸したいという心情（あるいは、信念と言った方がよいかもしれない）が流れていた。敗戦後に、日本に引き揚げて来て、様々な困窮に直面した際に、多くの人々から親切な助けを受け、なんとか大学卒業までこぎ着けることができた体験が大きく影響しているとおっしゃっていた。

先生が法整備支援に力を注いだのも、こうした「困った人がいたら、できるだけ寄り添う」という心情に依るところが大きいといえる。加藤一郎先生を代表とする研究グループが進めた1970年代後半からのアジア諸国の環境法制の調査の中で、森嶋先生は各国が植民地時代の法制のままであることを気をかけてきた。そして、個人的な立場で、それら国々にしばしば法制度の調査に赴くとともに、その国の法学者や法実務者達と意見交換を行ってきた。1980年代も終わる頃、国際的にも国内的にも市場取引が活発になり始めたアジアの多くの国において、市場経済社会に適合した民事法制を整備したいとの機運が高まった。そこで、それまでの先生の活動に着目し、かつ親交を結んでいたベトナム及びカンボジア両国の指導者達から、先生に対して民法典の立法又は改正についての協力の依頼がなされたのである。

それら国々の法事情を知り、その要請の切実さを十分に理解した先生は、持ち前の信念ないし心情から、協力することを快諾した。そして、即時に、その支援体制を整える準備に入られた。JICAを通じてのオール・ジャパン体制の下、法整備支援の体制を立ち上げることを意図された先生は、法務省に協力を要請すると共に、最高裁判所にも協力の可否を打診した（後に、法務省も最高裁も協力体制を整えたことはご存じの通りである）。同時に、立法支援ということになると、比較法的な知見の活用や、法社会学的な調査も必要となるということから、学界からも協力者を募ることが不可欠であるとの判断をされた。

そして、1994年3月に英国での在外研究を終えて帰国して間もない筆者に、「法整備支援活動に協力してほしい。また、君が親しくしている民法研究者にも協力を依頼したい。」との声が先生から掛けられた。早速、先生とともに、いくつかの研究会を通じて筆者が親しくして幾人かの民法研究者に声を掛けて、法整備支援のための研究会を立ち上げることとなった。当時40代を中心とした（今では錚錚たる）民法研究者の方々が参加を快諾してくださった。中には、「ベトナムでフォーを一緒に食べよう。」という先生の誘いに乗って、承諾してくださった先生もいらしかった（?）。初めに、カンボジアの民法典立法支援のための研究会、そして、それから少し後に、ベトナムの民法典改正作業の

支援のための研究会が立ち上がった。前者はクメール語による民法典草案の完成を目的とし、後者はベトナム民法典を現代化するための改正作業に日本の民法学の知見および民法を巡る各国の状況についての比較法的知見を提供することを目的とした。両者の目的は少し異なっているが、いずれも、現在の国際に通用する民法典を立案することを内容とする作業であった。

そうした作業を進めるにあたって、貫くべき基本的な姿勢であるとして、先生は次のことを強調した。第1に、支援対象国の社会経済的諸条件及び国民の法感情に適合した民法典を起草すること、第2に、民法典の策定作業においては、支援対象国の主体性(ownership)を尊重すること、そして、第3に、支援対象国の民法典起草メンバーと可能な限り意思疎通を図ることである。強調されたこれらのことは、ソ連崩壊の後の、東欧各国に対する米国主導の法整備支援が支援対象国の実情を十分に顧慮せずに、西欧先進国の法制を押しつける結果となり、必ずしも成功しているとは言えない実情を知悉していた先生の法整備支援に対する基本的な姿勢を示すものであった。「法整備支援は支援対象国のためにあり、支援によって整備された法は、その国民によって運用されなければならない」というのである。つまり、法整備だけではなく、その運用も自力でできるようにする必要があるというのである。

ベトナムもカンボジアもフランス植民地であったことから、フランス法の影響が少なからず残っていた。また、ベトナムは、社会主義国であることもあって、旧ソ連の法律の影響も少なからずあった。また、我々と議論を交わす法曹の質と量であるが、カンボジアでは、ポルポト政権時代の内戦によって実務法曹のみならず法律学者はほとんど亡くなっており、わずかな数のフランス留学組(年齢層が高い世代)とベトナム留学組(若い世代)の法律家が残されているだけであり、また、ベトナムでは、ソ連及びロシアへの留学組と中国への留学組といった社会主義法を専門とする法律家はそれなりにいたが、いずれもその資質は極めて優れてはいたものの、知識が古かったり、社会主義法の知識であったりしたため、市場経済社会に適した民事法制についての知識は乏しかった。

そこで、先生の強調された点をも踏まえて、研究者グループによる法整備支援活動は、相手方にも研究グループを設けてもらい、両研究グループによる共同研究会方式によって進めることとなった。日本側の研究グループと支援対象国の研究グループとが民法の重要論点を共有して、それぞれが国内で準備作業を進め、一定の時期毎に、相手国又は日本国内で会合をもって議論するという方法が採用された。これも森脇先生の考え(または法整備支援の戦略というべきか)が基礎にあった。支援対象国における市場経済社会における民事法制の基本的枠組みの理解なしには、この法整備支援は成功しないという考えの下、限られた時間の中で、上述した3つの強調点を実現するためには、迂遠なように思われるが、この方式が最善であるというのである。①相手国の研究グループ・メンバーに市場経済社会における民事法制の基本的枠組み及び概念を理解してもらうこと、②それを通じて、将来の法律分野でのリーダーを養成すること、③法整備支援に必要な相手国の社会経済的条件や国民の法感情についての情報を相手国研究グループ・メンバーから提供してもらう

こと、④共同研究会の回数を重ねることで、それぞれのメンバー間の意思疎通が円滑になり、法整備に関連する副次情報が共有されるとともに、それぞれの真意が率直に伝わることなどがその狙いであった。一石二鳥ならず、一石三鳥、あるいは一石四鳥の狙いである。

この戦略は、先生の思惑通り、順調に進んだといえる。①及び②については、上述したようにもともと優秀な資質をもった相手国研究会メンバーであったので、こちら側から提供する知見について、彼らの理解は急速に深まるとともに、彼らからの積極的な質問も次第に高度なものになっていった。もちろん、当初の段階では、戸惑うことは少なくなかった。たとえば、ベトナムとの研究会の中で、「登記」が議題となった折には、我々が権利の公示制度として話していても、相手側メンバーの頭の中は、登記＝登録であり、登録は、銃砲の登録制度のような、行政が取締のために設けた制度であるという考えで固まっており、話が通じなかったことがある。また、登記についての理解が得られた後の話であるが、政府高官から登記は財産状況を明らかにすることになるから、好ましくないとの意見が出されたなどの問題も提起された。そうした問題も、相手国メンバーの理解が深まるにつれて、彼ら・彼女らの説明あるいは説得によって相手国内での理解も得られていった。③についていえば、④と相まって、民事法整備にとっては多くの貴重な情報が得られた。(i) フランスのインドシナ植民地から独立したベトナムもカンボジアもフランスの法制度を色濃く残しており、我が国よりも公証人制度が活用されていること、(ii) ベトナムでは2階建て、3階建て家屋の所有権が各階毎に設定されているが、区分所有権のような法律が整備されておらず、しばしば紛争が生じること、(iii) カンボジアのトンレサップ湖周辺では雨期と乾期とでは水位が数メートルも異なるため、多くの土地がその中に水没し、雨期になると家屋を撤収し、乾期に再建するという事情があり、家屋が土地に付着するとはいえないこと、さらには登記簿などを保管する場所・構造物についてはそうした事実を考慮に入れなければならないことなどなど、数え切れないほどの非常に多くの情報を得ることができた。こうした情報は、共同研究会の席でもたらされたことは勿論、④の交流の中においてしばしばもたらされた。

④の交流は、研究会の回を重ねる毎に親密になっていった。森寫先生の狙い通りでもあったが、先生はそのために積極的に相手国研究グループのメンバーと交流を重ねたことも忘れられない。アフリカで法人類学の調査にも携わった経験のある先生は、相手の本音を知るには、寝食をともにすることが一番であるとしばしばおっしゃっていたが、それをこの法整備支援活動において実行したのである。相手国での共同研究会が、現地調査も兼ねて、地方の施設で泊まりがけで行われる際には、積極的に参加され、参加者みんなと打ち解けながら、現地の特産の食材で作られた料理に舌鼓を打ち、地酒で杯を酌み交わされた。自然に相手国に溶け込む術を心得ていらっしまった。「現地の人が美味しいという料理と一緒に食べる。」これが率直な交流には不可欠であるとおっしゃっていたことを実践されていた。日本人からすると「ゲテモノ」といわれる食材でも、じつに美味そうに食されていた。ご相伴させていただいた筆者が思い出すだけでも、煎った蟻の卵、食用犬の燻

製、(捕獲が禁止される前の) コブラのスープなどなど、多様な食材が先生の胃袋の中に納められた。また、多くのベトナム人が好んで食す孵化直前のアヒルの卵のゆでた「ホビロン」をことのほか先生は好まれた。こうした先生の相手側の文化や生活に自然に飛び込む姿勢ないし行動が、相手国関係者らとの親密さを一層深めたことは銘記しておくべきであろう。

共同研究会での論点が民法の細部に及ぶ段階に至る頃には、それぞれのメンバー間の気心も通じ、意見の違いを互いに指摘し合いながら、着地点を探る作業が進行した。そして、時期は異なるが、両国において、民法典についてのほぼすべての論点が一通り整理され、成文化の目処が立ち、国会での成立もほぼ見通せる段階になると、先生は、法整備支援の第2段階の戦略を構想し始め、筆者ら研究グループ・メンバーに対しても意見を求めた。そして、第2段階では、民法典施行のために必要な関連法令の整備と民法典の運用に不可欠な法曹の養成が必要となるとの認識の下に、そのための日本側のメンバーの強化と相手国における法曹養成の仕組みの構築を進められるというのが先生の戦略構想であった。そして、この戦略構想に沿って、第2段階では、法務省を中心とし、最高裁及び日弁連の協力を得て、それぞれの部門からの精鋭の参画が得られ、オール・ジャパンの更に強力な日本側チームが結成され、関連法令整備の支援体制ならびに実務法曹の養成機関の整備に協力する体制を構築し、法曹養成のためのテキストを作成する準備が整えられた。先生のおっしゃる「支援体制対象国自身による法の運用」という目的達成に向けての支援である。参画した日本側法曹のメンバーの活躍によって、この段階の支援活動も相当の成果を挙げた。そして、その活動は現在も精力的に進められてきている。

そうした中、森脇先生は、次なる戦略を構想していた。それは、法整備支援学、あるいは法整備支援体系の確立である。先生のリーダーシップの下、我が国の法整備支援は相手国からの高い評価を受けると共に、日本国内においても十分な認知を得てきた。しかし、先生には1つ不満を持っていらしかった。それは、我が国の法整備支援の積み重ねが体系化されていないことである。支援活動の参画者それぞれは十分な成果を上げてきたが、個人レベルの成果にとどまり、それらの継承ないし積み重ねが適切に行われてきたとはいえず、統一がとれていないというのである。先生は、日本国の法整備支援活動の体系化ができてこそ、我が国の法整備支援活動の真の成果となるべきであると、繰り返しおっしゃっていた。お亡くなりになる1ヶ月ほど前にお会いした時にも、そうおっしゃっていた。

50歳半ばから、先生がその大半の精力を注いできた法整備支援活動についてこれから進めようとしていた法整備支援の体系化(あるいは、法整備支援学)は、先生が亡くなった今、先生の手によっては完成を見ることはできない。残された我々にバトンは渡されたのである。日々の現実の法整備支援活動は勿論重要である。しかし、一貫した、そして調和のとれた支援活動を進めるためには、その体系化は不可欠といえる。法整備支援学の確立を是非実現したいものである。

## 森嶋昭夫先生の御功績に思いを寄せて

地球産業文化研究所顧問

東洋大学総長

元通商産業事務次官

福 川 伸 次

森嶋昭夫先生の御逝去の報に接し、謹んで哀悼の意を捧げます。

森嶋昭夫先生との御縁は東京大学での学生時代に遡ります。従ってかれこれ70年に及びます。私の方が若干先輩でしたが、最初の御縁は東大法律相談所に始まります。当時は、民法学者の第一人者である我妻栄先生がその所長をしておられ、一般市民の法律相談に応じていました。戦後の混乱期でしたから市民の間に多くの法律上の問題が起こっていました。地代家賃の争い、離婚の交渉など様々な市民の悩みや法律相談を受け付けるもので、同時に所員の法律学の素養を高めようという団体です。森嶋先生とは、そこでの会合などで交流したことを覚えています。森嶋先生は、優秀で、活発に活動しておられました。

その後、私は通商産業省に入り産業行政の分野に身を投ずることになりましたが、森嶋先生は法律の学術研究に従事され、名古屋大学などで教鞭をとられました。大学卒業後、暫く交流はありませんでしたが、1990年代になって交流が再開されることとなります。

森嶋先生は、名古屋大学御在籍中から民事法制の海外諸国、とりわけ発展途上国への普及にも力を入れておられました。中でも東南アジア諸国の民事法制の整備には大変注力しておられました。

1996年に海外活動をする商社等が集まって公益財団法人国際民商事法センターが設立されます。国際民商事法センターは、国際展開をする企業が相寄り、法務省や法曹関係者などの支援を得て、海外諸国、とりわけ発展途上国の法整備の支援と法曹人材の育成の業務にたずさわるものです。森嶋先生はそれまでの御功績から、その評議員として参加され、私は理事として御一緒に活動することになりました。

また、森嶋先生は環境関連行政の海外展開にも関心をもたれ、環境庁に請われて1998年にIGES（公益財団法人地球環境戦略研究機関）の初代理事長に就任されました。私もその理事を務め、森嶋先生の御活動を支援しました。森嶋先生は、とりわけ発展途上国の環境保全体制の整備と環境人材の育成に力を入れられました。

2001年には中央環境審議会の会長に就かれ、私は一委員として参加しました。昔なじみでもありましたし、環境行政の重要性には意見の一致をみていたので、よく連絡を取り合って結論を導いたものでした。森嶋先生は常に公平で長期的思考に立ち、関係省庁の協力に尽力されるとともに、委員間の議論をまとめる特別な才能をお持ちの方でした。

森嶋先生は環境諸法制の整備を始め環境行政の基礎を固められたといっても過言ではあ

りません。私の記憶が間違いなければ、環境基本法の立案にも貢献されました。

1992年ブラジルのリオデジャネイロでの国連環境開発会議が開催され、気候変動枠組条約が締結されます。各国政府や企業だけでなく民間団体による環境問題への取組の重要性につき確認され、1993年環境庁が中心となり「地球環境基金」を設立します。これは環境保全に向けた民間団体、国民運動の展開、支援を図ることを目的とするものでした。私は1993年～2024年3月まで地球環境基金運営委員として参加しましたが、森寫先生は2003年～2024年3月まで地球環境基金運営委員長を務められました。

森寫先生は常に法的精神に機軸をおいた公平で思慮深い学者、研究者でおられました。それでいて、世の中の常識、健全な世論を尊重された方でもありました。個人的にも親しく交際させて頂きましたが、ユーモアに富み、健全な世論形成を心掛け、多くの人が納得する結論を導く、常識的な研究者でもおられました。

森寫先生には70年にわたり大変お世話になりました。森寫先生の御功績は後世まで高く評価されるに違いありません。

## 森寫先生からの宿題：知的情報資源としての法整備支援の記録

名古屋大学名誉教授

松 浦 好 治

森寫昭夫先生には、1972年の夏、法と経済学に関する京都アメリカンセミナー（同志社大学で開催）で初めてお目にかかりました。その後の50年の間公私にわたってずっと大変お世話になりました。

近年、先生からJICAのベトナム法整備支援のアドバイザリーグループ（AG）への参加を求められて、一緒に仕事をする機会を得ました。その際、先生からは、「ベトナム法整備支援の記録を将来に生かす」仕組の開発をしたいので協力してほしいというご要望がありました。

1996年から始まり、現在も進行中のベトナムに対する日本の法整備支援は、その過程で日本側とベトナム側の双方に多様な記録を継続的に生み出しました。この記録は、法整備支援の内容に関する日越政府間の文書、多くのプロジェクトの構想、実施計画、実施報告、日越双方の法と社会に関する資料、法整備支援に関わった方々の日々の作業に関する記録など多様な情報を含んでいます。

森寫先生は、法整備支援の記録について、将来の支援活動をより優れたものにするために実践の現場で活用できる資源だと考えておられました。日本の法整備支援は、ベトナムだけでなく、これまで13か国との間で行われてきました（参照、[https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)）。この蓄積された多くの国の法整備関連記録は、法整備支援実践の現場で日常的に活用できるようにすべきで、その実験用にベトナム支援の記録は最適だというのが先生からのお話でした。

先生は、記録を3つの方向で将来に生かすことをお考えでした。第一に、法整備支援の記録をよりよい支援を行うための研究資源にする方向です。先生によれば、容易に利用できる形に整備した記録を使って、「法整備支援の本質はなんであるのか？」「法整備支援のより優れた方法は何か？」「日本の法整備支援事業の特性はどこにあるのか？」といったテーマを研究すれば、有益な成果が得られるだろうということです。

第二に、支援の記録を法整備支援に関わる専門家を継続的に養成するための研修資料にする方向です。森寫先生のように長年、継続的に法整備支援に一貫して関与できる専門家は例外です。多くの専門家、とりわけ政府関係者や法曹三者の関係者は、一定期間貢献して、交代するのがつねです。しかし、法整備支援という事業は、かなり長期にわたる仕事であり、その仕事にはある種の一貫性と整合性が求められています。支援関係者が交代する場合、新任者が前任者や前々任者の知見や支援プロジェクトの内容を十分生かすことができる形で引き継ぐことができれば、支援事業を安定的に継続することができます。先生は、法整備支援の記録はこの引継ぎのための資料にすることができるというご意見でした。

資料は、教育や研修の場でも使われます。その場合には、どのような教育方法を使うのが重要です。先生は、ソクラテス・メソッド（あるいはケース・メソッド）が自立した判断力と思考を育てる訓練方法として最適だというご意見でした。ソクラテス・メソッドは、適切な質問をすることを重視します。質問を受けた側は、自分で考えて自分の判断で回答します。この質疑応答のプロセスが人を育てるのです。この訓練方法を日越の専門家が協働する現場で活用すれば、国際的に自立して活躍できるベトナム人専門家の養成ができる。それは、ベトナム政府の方針にも沿っている。だから、派遣される日本側の法整備支援専門家に適切な質問を発する能力を研ぎ澄ましてもらうための研修を用意することが重要だ。支援の記録から、そのための研修資料と研修方法を具体化することも考えてほしいというご依頼でした。

第三に、法整備支援の記録を容易にしかも多角的に活用できる知的共有資源に整備するという方向です。先生は、支援の記録について、日常的な業務の中で参照すれば有益な情報を含んでいるとみておられました。先生のご指示で、ハノイの日本側専門家事務所は、事務所が担当した過去のプロジェクトの記録を可能な範囲でデジタル化し、記録を検索できる作業を続けてこられました。その努力の結果、ベトナムのプロジェクト群に関する日越交換文書をはじめ、事務所が関与した事業の記録、研修資料がかなり整備・保管されています。このデジタル化された記録を現場で日常的に活用できる仕組の開発を検討してほしいというのが先生からのご依頼でした。

これは大変な宿題です。とても筆者一人でできる課題ではありません。森寫先生は、それをご承知で、自分も参加するので検討会をしようというご提案をされました。そこで、森寫先生、加賀山茂名古屋大学名誉教授と筆者の三人で、法整備支援の記録を整備し、生かすための構想を検討する意見交換会を始めました。コロナ禍の時期でも、オンラインで月例の意見交換会を続けました。この会は、先生のご逝去の直前まで続いていました。

この宿題は、情報処理の最新の技術に関連しています。これまでの情報調査は、国立国会図書館のオンラインカタログで検索して、あるテーマに関連する文献群をリストアップすることから始まりました。日本語の文献のタイトルは、ほぼ網羅的に国立国会図書館のオンラインカタログに収録されています。キーワードで検索すれば、文献リストが手に入ります。そこから、とくに関連していると思われる文献を選んで読み、必要な情報を得るという手順です。

しかし、大規模言語モデルを使った生成A Iと呼ばれる情報検索（たとえば、C h a t G T P）は、伝統的な情報調査の手法を革命的に変えてしまいました。調査をする人が質問をすると生成A Iは、その答えを返してくれます（だから、c h a t = 雑談なのです）。この方法を使うと、デジタル化されたベトナム法整備支援の記録全体をチャットの対象にすることができます。「日本のベトナム法整備支援は、いつから始まり、いくつのプロジェクトが行われたのですか？」という質問をすると、A Iは、「1990年代に森寫先生とベトナムのロック大臣とが・・・」という答えを返してくれるでしょう。「じゃあ、日本が行ったプロジェクト群を年代順に並べてくれませんか。できたら、分かりやすい表

にしてください。」と頼めば、それなりの答えが返ってくるでしょう。

先生との意見交換会は、情報処理の世界の変革を先生に理解していただくことを一つの目標にしていました。加賀山先生が生成A Iについて説明されることに、先生が手放して賛同されることはありませんでした。先生は、どうやらソクラテス・メソッドを実践しておられたようです。法的分析でも完璧な分析は、困難なことが少なくありません。事件に関するすべての質問に疑問の余地なく答えることは至難の業です。生成A Iについても、複数のシステムがあり、それぞれに長短があります。十分な検討なしに、新しい技術に飛びつく危険の検討を先生はいろいろな質問で求められたのです。

先生のご逝去前に、意見交換会は具体的な結論を出すには至りませんでした。しかし、ベトナム法整備支援の記録は、日本語、英語、ベトナム語の資料を含み、公式報告書では十分触れられていない現場の様子を膨大な情報として含んでいます。それは、日本の法整備支援が作り出した貴重な知的情報資源です。この知的情報資源を日々の法整備支援活動の中で活用できる仕組みは、多様な支援活動の質の精度を高めると思われます。

森畠先生は、ご家族からのお話では、「これから仕事に出かけるばかりのご様子で」ご逝去されたそうです。先生の出された宿題について、唯一の正解はありません。しかし、この宿題は、ソクラテスの問いのようなもので、問われた側は、それなりの回答を出す努力を求められていると思います。幸い、法整備支援の記録の解析と生成A I系の技術を活用するための基礎研究は、情報科学の専門家のご協力を得て続いています。とおからず、森畠先生の問一に回答をお出ししたいと思っています。それについて、先生は問二を用意しておられることでしょう。先生の学恩に厚く感謝しつつ、作業を進めたいと思っています。

## 森嶋昭夫先生を想う

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松 尾 弘

謹んで、森嶋昭夫先生のご逝去を悼み、ご冥福をお祈りいたします。

最初、この追悼エッセイのタイトルは「森嶋先生の思い出」であった。しかし、書き進めるうちに、「森嶋先生を想う」に変えることにした。私の心の中で、森嶋先生との対話が今も続いていることに気づいたからである。森嶋先生を想うにつけ、なぜかいつも1人の人物を思い出す。それは、私の最初の師ともいえる、柔道の恩師T先生である。気品と風格を備えたT先生は、独自のセオリーをもち、組んで一本を目指す、柔よく剛を制すの柔道を大切に、稽古にも礼儀にも滅法厳しかった。乱取りでぶつかってもぶつかっても、いつもこてんぱんに投げ飛ばされた。巨大な壁のようなその恩師の黒帯が眩しくて、私はひたすら稽古に打ち込んだ。昇段試験を5戦全勝全て一本で勝ち抜いて報告に行った時、T先生はメモ帳に何か書きながら、ひとこと「そうか」と言われた。

森嶋先生も、私にとってはぶつかってもぶつかっても、跳ね返されるような、些かもぶれることのない、大きな存在であった。いつもダンディーな風貌を保っておられた記憶も重なる。森嶋先生と直接お会いする遥か前から、森嶋昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987年）は鮮烈な印象を与えた。不法行為法の領域では、森嶋先生の恩師である加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、1974年）を凌駕せんと、平井宜雄『損害賠償法の理論』（東京大学出版会、1971年）、幾代通『不法行為』（筑摩書房、1977年）、前田達明『不法行為帰責論』（創文社、1978年）、同『不法行為法』（青林書院、1980年）等、特色ある著作が続出していたが、森嶋先生の不法行為法は、伝統的通説から新説に至るまで、理論を冷静に客観的にフォローしたうえで、時には通説を再評価、補強し、時には新説の掘り下げを提唱し、是々非々の論理を展開する特色あるもので、私は大学院に進学したばかりの時期に、強い印象を受けた。

森嶋先生と直接にお会いしたのは、私が就職してからであった。鮎京正訓先生（当時、名古屋大学教授）を中心に、名古屋大学のアジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange: CALE）（2000年設立。2002年から、法政国際教育協力研究センター）を拠点にして、法整備支援やアジア法の比較研究のプロジェクト等が本格化し、シンポジウムや研究会が盛んに開かれるようになった。そこには、すでにベトナムやカンボジアに対する法整備支援を開始されていた森嶋先生（当時、名古屋大学名誉教授）が、ほぼ毎回出席されていて、発表に対するコメントや質問を熱心にしておられた。また、法務省法務総合研究所が主催する法整備支援連絡会（第1回が2000年。2003年の第4回から大阪中之島の国際協力部・国際会議室）では、ベトナム、カンボジアに対する民法および民事訴訟法の起草支援の渦中にあつたこともあり、森嶋先生や竹下守夫先生（一橋大学名誉教授、駿河台大学学長）の講演がよく行われていた。私自身も、当時名古屋大学

におられた、加賀山茂先生から、ラオスにおける民商事法セミナーの講師のお誘いを受け、法整備支援の活動に参加するようになった。院生時代から、H・グロティウス（Hugo Grotius）らの近代自然法論を研究していた私は、歴史や文化を異にする国々における法制度の相互影響や変容プロセスに深く関わる活動に、自然に引き込まれるように、法整備支援や、その基礎理論ともいえる開発法学（Law and Development）にのめり込んでいった。開発法学では、当時、名古屋大学の国際開発研究科におられた、安田信之先生も研究会を主宰され、そちらでも多くのことを学ばせていただいた。森寫先生は、名古屋大学法学部・法学研究科長をされた後、この国際開発研究科長も務められた。

法整備支援のシンポジウム、研究会、連絡会などの折、私はよく森寫先生に個人的にも質問をした。森寫先生は、かなり長い時間をかけて回答をしてくださった。ご自身の経験に基づく思いが溢れるように流れ出て、強調されたいことを何度も繰り返された。森寫先生は、法整備支援の方法として、民事基本法をベースないし起点にして、ロードマップを敷いて進めなければならないことを強調された。また、法整備支援が支援国や支援国間、特に国際関係で力のある米欧の利害、それらに基づく国際政治の具とされてはならないこと、さらに、法整備支援は押付けであってはならず、対話を重視すべきこと、被支援国のオーナーシップを尊重すべきことも主張された。これらは、私自身にとってもごく自然に合点がゆく道理と感じられ、自らもこれを実践することに注力するようになった。

実際に、法整備支援プロジェクトで森寫先生とご一緒させていただいたのは、ベトナムの2015年民法典の制定支援の本邦研修やオンライン会議であった。当時、松本剛現地専門家（現在、法務省大臣官房国際課長）の調整の下、逐条コメントを準備する本邦研修が幡ヶ谷のJICA東京研修センター（TIC）やオンラインで行われ、森寫グループの一員として、コメント付けの作業をともに行わせていただいた。また、カンボジアへの支援では、民法・民事訴訟法の関連法令の起草支援の作業部会で、ご一緒させていただいた。これらは、法整備支援のベースとなるべき、民事基本法令の体系的整備の一環であり、森寫先生の方針を具体化するものであったと理解している。森寫先生は、そうして法令を解釈・適用する専門家を育成するための法曹養成支援の重要性にも、様々な機会に言及されていた。もっとも、法学教育支援については、ある会議で、それをやり出したら大変であるという指摘をされたことも、記憶に残っている。法整備支援において、誰が、何を、誰と、どのように連携して行うべきか、役割分担とロードマップを作って行うべきであるという、計画性に関する問題提起であったと理解している。

森寫先生は、法整備支援を学問的に深めることにも関心をもっておられた。1つ印象に残っているのは、日本私法学会におけるシンポジウムのテーマとして、ベトナムやラオスに対する法整備支援を取り上げようと提案したが、その際には、星野英一先生（東京大学名誉教授）らの賛同を得ることができなかったことを残念そうに話された。日本の法整備支援が本格化した1990代後半は、まだ学界からその法学上の意義を認知されていなかったことをかなり気にしておられた。もっとも、その後、星野先生は、国際民商事法センター（ICCLC）の学術顧問として、法整備支援連絡会に毎回出席され、鋭いコメン

トをされていた。ある法整備支援連絡会のコメントで、法整備支援は、法制度をその基本原理に遡って理解し、その存在理由や趣旨を再考し、説明する必要に迫られることから、支援国側の法律学の発展にとっても意味があると発言されたことは、強く印象に残った。これは、間接的ながら、森嶋先生の法整備支援活動を、日本の学界としても積極的に評価しておられたことの証左といえるかも知れない。星野先生は、I C C L C主催の懇親会にもよく顔を出しておられ、「僕は今はコンパ要員だからね」と笑っておられたが、絶えず法整備支援の動向に注目されていたように思われる。法整備支援を私法学会のテーマとすることはいまだに実現できていないが、2015年6月、ラオスの民法草案を題材に、比較法学会のシンポジウムを開催した。この時は、ラオス民法の起草支援に関わられた、野澤正充先生（立教大学）、南方暁先生（創価大学）、大川健蔵先生（摂南大学）、西希代子先生（慶應義塾大学）のご協力を得て、プレゼンと議論を行った。残念ながら、この時は森嶋先生にお聞きいただくことができなかったが、加藤雅信先生（名古屋大学名誉教授、上智大学教授）がコメントをくださった。法整備支援を学問として、各法分野の学会でも折に触れて取り上げ、深めてゆくことは、その担い手の育成とともに、今なお残された課題である。

2010年2月、外務省と法務省が共催するアジア協力対話（ACD）法制度整備ワークショップ「アジア諸国への民法・民事訴訟法分野における支援の現状と展望」が三田共用会議所で開かれた折、麻布十番の飲み屋で、森嶋先生、森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部副部長（当時。その後、同部長、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長）と私の3人で、夕食を取りながら雑談したことも懐しい。その折に、森嶋先生の名前の表記について、「森島」か「森嶋」かが話題となり、自分はそういうことにはこだわらないから、どちらでもよろしいと言われた（かつて森嶋先生が自ら執筆された著書論文では「森島」の表記が多かったが、後の講演や文書等では「森嶋」の表記が多くなったように思われる）。森嶋先生は健啖家でおられたが、話が盛り上がり、在外研究時代のことが話題になった。森嶋先生が学ばれたハーバード・ロースクールで、アメリカにおけるLaw and Developmentの草分けの1人であるD・トゥルーベック（David Trubek）先生（後、ウィスコンシン大学教授）とセミナーをともした時の話で、当時、トゥルーベック先生は、いかしたジャケットに革靴を履いて、椅子に片足をかけ、勃興しつつあったLaw and Developmentを滔々と語った様子を再現された。森嶋先生は、Law and Developmentには、アメリカ政府の政策的色彩（例えば、アフリカ新興国における新政府支援等）が濃い点について批判的コメントをされることが多かったように記憶している。

それよりだいぶ前、2004年10月、名古屋で、The Symposium “The Role of Law in Development: Past, Present and Future”が、松浦好治先生（名古屋大学教授）を実行委員長として開催され、Trubek教授が招かれて基調講演をされた。これに対し、森嶋先生は、“Japanese Approach toward Legal Development Assistance (Law and Development)”と題して英語で講演された。日本の法整備支援の特色として、私法中心、対話型、パートナーシップ重視であることを強調される一方、世銀の「法の支配プロジェクト」が相手国に対する

押付けになっていないか、批判的にコメントされた（その全記録が、Yoshiharu Matsuura (ed.), *The Role of Law in Development: Past, Present and Future*, Nagoya University, CALE Books 2 [<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/CALE-Books2.pdf>] に収録されている）。その講演は、既定の原稿を読むようなスタイルとは異なり、自らの主張を、身振り手振りを交じえて、率直に、真摯に、かつ熱っぽく語りかけるものであった。私は「これでよいのだ」と感銘を受けた。このスタイルは私に大きなインパクトを与えた。

森寫先生とは、法整備支援関連のシンポジウムや会議の間だけでなく、そうしたイベントの帰り道にご一緒することも多かった。かつて法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が大阪にあった頃、懇親会が終わって新大阪駅までの帰路を、森寫先生と井関正裕先生（元大阪高裁判事、関西大学法科大学院教授・弁護士）と3人でタクシーで帰ったことがあった。その時、3人が乗り込んだ後部座席は、かなり窮屈な状態になった。というのも、お二人とも抜群の知性のみならず、抜群のがたいをも兼備しておられたからである。この時、森寫先生が開成高校、東大と、ボート部で体を鍛えられたことを知った。森寫先生にせよ、井関先生にせよ、法整備支援という理論と実践、知力と体力、不屈の粘り強さを必要とするプロジェクトに、深く長く関わってこられた原動力の一端を見た気がした（井関先生には、その後、韓国の復興における日本の関与について、貴重な資料を頂戴した）。森寫先生は、2017年にICDが大阪から東京の昭島に移った後も、法整備支援いざないシンポジウムや法整備支援連絡会に精力的に出席し、発言された。ある会議が昭島であった後、参加者何人かと一緒に帰りの電車に乗ったが、気が付くと森寫先生と私だけになっていた。偶々前の席が空いたので座って話しながら、国分寺から東京まで移動する間、どういうきっかけだったか、終戦直後のことが話題になった。平壤で終戦を迎えた森寫先生は、兵士の銃撃の合間を縫って、歩いて河を渡り、生き延びたこと、船で福岡に渡り、居留区でしばらく過ごした経験を話された（おそらく当時は10歳か11歳）。鉄条網の端っこが破れていて、そこから外に出て冒険したというが、森寫先生らしい好奇心と行動力をすでに発揮していたのかも知れない。

2019年3月、ラオス民法典の成立と法整備支援20周年を記念するセミナーが開かれ、本邦研修で来日していたラオスの司法省、検察院、裁判所、国会、大学、弁護士会等からの起草メンバーと、現地専門家、われわれ日本側のアドバイザー・グループ（AG）のメンバーが、プレゼンや質疑応答を行った。この席上、森寫先生は、ラオス民法典の日本語訳冊子を見られて、物の定義や不法行為の定義の条文を挙げられ、民法典の制定が時期尚早ではなかったかという質問をされた。これを受けた関係者のコメントでも、ラオス民法典の起草期間が2012年から2018年と比較的短く、日本民法典とはかなり違うという指摘がされた。もっとも、ラオスでは、それに先立つ2000年代初頭から、法律辞書、教科書、問題集づくりが始まり、それを通じて法律知識を修得したメンバーが、2012年6月から準備作業を始め、日本側の逐条コメントとそれに対する応答・修正等を何度も繰り返すプロセスを経て、民法典が成立した。それはまだ完成の民法典とはいえないかも知れないが、ラオス側メンバーによる20年近い努力に1つの形を与え、実

際にラオス社会に適用しながら、法律家、政府関係者、企業、市民への普及を図り、それをベースに、世代交代をも図りつつ、必要な改正を通じて、民法づくりを継続する方法もあるのではないかというのが、日本側AGの悩んだ末の判断であった。それは、日本法の押付けではなく、起草開始の10年以上前から、ラオスの起草メンバーの育成から始まり、ラオス側のオーナーシップを尊重し、日本との緊密なパートナーシップを維持しつつ、忍耐強い作業プロセスを経て成立し、施行された経緯をもつプロジェクトであった（「特集 ラオス民法典施行」ICD NEWS 第84号（2020年）参照）。ラオス民法は、ラオス社会における普及、適用、大学での法学教育、裁判所・検察院・司法省での法曹教育、裁判等での解釈、裁判例の蓄積等を経て、法律学の形成と相俟って、さらに改正や特別法の制定を通じて、これから育てられるべきものと考えている。それは、森寫先生の法整備支援セオリーを実践で応用するものであると、私たちは理解していた。それだけに、この質問には、答えに窮する面もあった。しかしまた、森寫先生の質問に答えるには、それ自体が時期尚早にも思える。ラオス民法プロジェクトは、今なお進行中であり、森寫先生から得た知見を、実際に適用し、その可能性、意義、課題を明らかにするためには、さらに継続を必要とするからである。将来、この時の質問に答えることができる日が来るか、自信はないが、今はただひたすら、努力を続けるほかはないと考えている。

森寫先生と最後にお会いしたのは、2023年7月、日ASEAN法務大臣会合の特別イベントして開催された、司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントの1つである、「『法遵守の文化』の比較と検討」のシンポジウム会場（ホテルニューオータニ鶴の間）であった。「何でも聞いてやろうと思って来たんだよ」と笑いながら、最前列に座って聞いておられた。それから1年も経たずに、森寫先生ご逝去の報に接した。まさに生涯現役で学者人生を貫かれたことに、心からの敬意を表したい。ただ1つの心残りは、森寫先生の最後の質問に直接答えることができなかったことである。森寫先生の墓前でいつ報告できるかもわからない。しかし、法整備支援が本当に相手国本位のものになっているか、それを通じて国際社会の平和と安定、日本の真の利益に合致しているか、さらに、そのことが学問的に深められているか。森寫先生が私たちに残された宿題は少なくない。これらについて、どういう形であれ、いつかご報告に行かなければと念じている。もし返答いただけるならば、森寫先生は何と仰るであろうか。「そうか」と言っていただけの日が来ることを信じて、この道を歩き続けるほかはない。

## アジア比較法学の新たな担い手の育成に向けて

名古屋大学法政国際教育協力センター センター長

村 上 正 子

名古屋大学日本法教育研究センター センター長

松 尾 陽

名古屋大学の法政国際教育協力研究センター（CALE）と日本法教育研究センター（CJL）という2つのセンターは、森寫先生が1990年代に始められた法整備支援プロジェクトを受け継ぐセンターである。

2016年4月に名古屋大学に着任した村上と松尾にとって、森寫先生は、同僚として一緒にさせていただいた時期はなく、2022年4月にそれぞれ、CALEセンター長とCJLセンター長に就任してからは、法学研究科のアジア展開、そして法整備支援のレジェンドの筆頭として、ほぼ歴史上の人物であった。しかし、森寫先生は第一線を退いても、常に法整備支援、法学教育の未来、そして名古屋大学の法整備支援プロジェクトを気にかけておられた。留学生の発表など、CALE・CJLのイベントの際には、対面やオンラインでご出席され、時には厳しくも温かいコメントを下さり、われわれにとっても学生にとっても、師匠と呼ぶに相応しい先生であった。我々2人はそのような形で常に森寫先生の警咳に接してきた。我々2人のセンター長としての仕事は、森寫昭夫という「巨人」の肩の上ののって進められている。そして、森寫先生が切り拓き、その生涯をかけて整えてこられた道を、未来につなげていくことである。

法整備支援は法典整備の支援だけではない。この30年の間に、ある程度法典が整備されてきた今では、人材育成こそが最も重要である。良い法典でも、容易に恣意的に解釈され、濫用される危険を考えると、法典を公正に運用する、法の支配の意義を弁えた人材の育成が必須である。また、社会における法の重要性を理解し、法の支配を下から支える人材の育成も必要である。

名古屋大学は、これまで多くの優秀な人材を生み出してきた。英語、日本語で、修士論文や博士論文を書き、法学研究者、実務家、官僚、政治家を輩出してきた。CJLの修了生は、あと少しで500名を超え（2024年7月現在469名）、CJLの歴史も2025年度で20年を迎える。

森寫先生は3年前のCALEニュースで、CALEの前身であるAPプロジェクトを井戸の水脈に例えられて、「CALEという水脈を通じて、アジアの法人材の水脈が広く広がっていくことを期待している」と書かれていた。高い水準の留学生教育こそが、法整備支援の基盤であるとおっしゃっておられた。法整備支援における森寫メソッドは、米国のケーススタディーにならい、相手の課題に対して複数の解決策を示し、共通の問題意識の基に論点のかみ合う議論をする、というものである。このメソッドは、法整備支援が時代とともに形を変え、共生・共存へと発展し、アジアに共通の課題を共に解決するとい

う、これから新たに展開されるべき法学研究科の修了生たちとの共同研究にも、妥当するはずである。

もっとも、おそらく森寫先生は、我々に追悼文など期待していないかもしれない。先生ならば、「私のことは良い。法整備支援の未来を描け」と叱咤激励することだろう。正直に言えば、CALE／CJLが正念場を迎えている今、アドバイスを頂きたいことはまだまだたくさんあるが、「あとは頼んだ。次の世代がしっかりやりなさい。」との天からの声を支えに、先生の思いをつないで行こうと決意を新たにしている。

私（村上）が先生のお姿を最後に拝見したのは、昨年12月の法整備支援連絡会だった。杖をつきながらも、ご自分の足でゆっくりとしっかりと歩いておられている姿が今でも思い出される。あの時の先生のように、一步一步着実に法整備支援の道も踏み固めつつ、「水脈」を拡げていかなければならない。

## 信念の人

法務省大臣官房国際課課長

松 本 剛

森寫先生ご逝去の報を受け、自分が想像していた以上の喪失感と虚脱感を覚えていることに気がついた。森寫先生は言わずと知れた我が国の法制度整備支援の生みの親であり、その後の発展の原動力ともなった方である。我々法制度整備支援の関係者にとっては常に心のどこかで意識している偉大な先達であり、訃報を受けて、そのような我々にとっての羅針盤、北極星ともいうべき存在を失ったことの衝撃が思わず心を支配したのだろう（とはいえ、ご本人はそういういわば歴史書の中の偶像的な立場にのみとどまることをよしとせず、ご逝去の直前まで、今後進むべき道を後進に示そうと努力されていたものと承知している。）。

実は、私自身は森寫先生の薫陶を直接に受けた期間はそれほど長くなく、実質的には2013年秋にベトナムに長期派遣専門家として赴任した後、その任期を終えるまでの2年半程度にすぎない。森寫先生のご功績やエピソードを語るに適した方は他にいくらでもおられると思われるので、ここでは私個人としての感想めいたエピソードをいくつか披露させていただき、先生のご冥福を祈ることとしたい。

私が森寫先生に関して強く印象に残っているのは、先生が主権国家というものに対して強い尊重の念を持ち、そしてその裏返しとして強い期待と信頼を寄せていたことである。先生はたしか平壤でお生まれになり、戦後に朝鮮半島から引き揚げて来られたという経歴をお持ちであったと記憶しているが、おそらくはその体験を振り返ってのことであろう、先生が「国家は国民を保護するものである。国家の庇護を失った人々がどれほど悲惨な状況に陥るか分かるか。その悲惨さは筆舌に尽くしがたい。」などと問わず語りにお話しになる場面に何度か居合わせたことがあり、その言葉に込められた信念とでもいうべき思いの強さや口調の切実さに、思わず背筋の伸びる思いをしたものであった。思い返せば、たとえば新規プロジェクトの建て付けや内容を検討する際、先生は必ずと言っていいほど「法制度整備支援は、主権国家である被支援国が、その必要に応じて日本に対して要請して初めて成り立つものであるから、被支援国の要請の真意をしっかりと受け止め、それのできる限り尊重しなければならない。」という趣旨のご発言をされていたが、それも主権国家の尊重という信念と同一線上にあるものだったのだろうと思うし、法整備支援連絡会等の場で時にICDやJICAの担当者に対して遠慮容赦のない叱咤激励をして震え上がらせていたことも、国家としての日本国政府に対する大きな期待の裏返しだったのだろうと思う。

ところで、叱咤激励で震え上がるといえば、私自身も先生にこっぴどく叱られたことがある。たしか2015年ベトナム改正民法が成立した後のAG会合だったと思うが、ちょうどプロジェクトの切り替え時期でもあり、次期プロジェクトの在り方やAGの在り方が

テーマとなっていたので、私が「法令の整合性維持というテーマは他国でも問題になってきているので、たとえば、ベトナム一か国ではなく複数の国を対象とし、横串を刺して共通の課題を抽出し、それに対するアドバイスを提供するような形も考えられるのではないか。」というような趣旨の発言をしたことがあった。ブレインストーミングのつもりでの気軽な発言であったが、ベトナムやカンボジアなど各国のプロジェクトでA Gを率いてこられ、それぞれの国でそれぞれに異なる大変なご苦労をされた先生にとっては看過しがたい発言だったようで、先生から「君は一体何を言っているのか、どれ一つとして同じ法制度、同じ背景事情の国はなく、複数の国を対象として共通の課題を抽出するなど軽々に言うものではない」などとこっぴどくお叱りをちょうだいしたのである。そのときは、うへえ、と言って首を引っ込め、早々にこの議論から撤退したため事なきを得たが（したがってこの話には特にオチもない。）、私のような若造による思いつきのような議論も流すことなく真正面から受け止め、真剣に向き合っていたいただいた先生のまなざしは今も心の奥に残っている。

最後に一つ、仕事外の話として、先生の健啖家ぶり（さらに言えばどのような食材でも食べてみようという旺盛な冒険心と探究心）も忘れることができない。先生とベトナムで夕食を一緒にさせていただいた際、ローカルの山羊肉焼肉屋にお連れしたことがあったが、そのときは山羊酒（よく分からないが山羊の何かをつけ込んだ酒？）をぐいぐいと飲み、山羊のアレやらコレやらを豪快に食べながら、「これくらいはどうということもない、中国では〇〇を食べた、どこそこでは××を食べた、私は現地の人間が食べるものなら何でも食べる。」などとおっしゃっておられ、同席者一同、そのタフネスぶりに感服したのであった。

以上、とりとめもなく書き連ねてきたが、仕事の面でもそれ以外の面でも、人としてのスケール、バイタリティが常人をはるかに超える大変魅力的な方だったと痛感している。法制度整備支援事業にとって、先生を失ったことの痛手は隠しようもないが、我々はそこから立ち直り、これまで先生のご指導の下で積み重ねてきたものを更に前に進めていかなければならない。それは残された者の使命でもあり、また、それこそが先生が望んでいたことであろう。改めて先生のご冥福をお祈り申し上げて筆を置くこととしたい。

## 森嶋昭夫先生の教え

国際民商事法センター顧問／弁護士

森 永 太 郎

今年の5月、森嶋昭夫先生が亡くなられた、という一報に接した際には、実に様々な思いが沸いてきました。その僅か1カ月前、ご自宅からのオンラインでのことながら、ベトナム法整備支援プロジェクトの「ハイレベル・フォーラム」に出席されて発言をされ、お元気そうであったので、あまりにも急なご逝去に驚くと同時に、これまで様々な場面でお会いした際の森嶋先生のお顔やお声がいろいろと形を変えながら次々と頭の中を行き来しました。それとともに、おかしい話ですが、「あ、しまった！」という感覚にも襲われました。森嶋先生はもう卒寿を迎えられる御歳だったのだから、こちらからもっと積極的にお目にかかる機会を設けて、もっともっとお話を伺っておくべきだった、という思いでした。森嶋先生から教えていただかなければならない事柄がまだまだたくさんあったのです。先生を鄙の老人に擬するのはあまりにも失礼かもしれませんが、どこかの昔話にありそうな、村のお年寄りしか知らない美味いどぶろくの造り方を早く教わっておこう、と思いつきながら、いずれまた、などと言っているうちにそのお年寄りが亡くなってしまった、というような気分でした。

私が、森嶋先生と接する機会をいただいたのは、2003年に法務総合研究所国際協力部の教官に任じられ、ベトナムに対する法整備支援の担当となつてからのことで、それまでは不法行為法の大家としてのお名前を存じ上げていた程度でしたので、無論、先生の学者としてのご功績などについては何かを申し上げる資格も知識も持ち合わせておりません。私にとっては、森嶋先生はもっぱら日本の法整備支援の生みの親であり、この分野における第一人者、リーダーでおられました。はじめてお目にかかったのは、当時は国際民商事法センターの事務室で夕刻に開催していた「ベトナム民法部会」の会議でのことだったと記憶しております。JICAのベトナム向けの法整備支援活動は、当時、ベトナムの2005年の新民法典制定に向けた起草支援を実施するために、森嶋先生に依頼してこの「ベトナム民法部会」を組んでもらい、この部会がベトナムの新民法典の条文案について検討を加え、起草担当官庁であるベトナム司法省に対して必要な助言を行ってまいりました。森嶋先生の下に、著名な日本の民法学者の先生方が数多く参加され、極めて活発な活動が展開されており、凄い光景だな、と思ったのを覚えております。また、カンボジアに対する民法制定支援についても、ほぼ同じ規模の部会が森嶋先生の下に組まれており、同様に活発な活動を行っており、これにも私は参加させていただいておりましたが、これもまた壮観、と言つていいものでした。この2つの部会に出席する機会をいただき、私は、司法試験以来、10年以上にもわたって勉強をさぼっておりました民事法について、しかも、日本のそれのみならず、ベトナム及びカンボジアの民事法についてまで多くのことを学ばせていただいたのです。そして、ベトナム民法部会に関しましては、その後私が

2004年から3年間JICAの長期専門家としてハノイに赴任しておりました間にもリモートで出席させていただいて、さらに多くの事を教わりました。もともと刑事検察官である私が、法整備支援活動に携わるに際して、ことが民事法分野にわたっても、比較的臆することなく役割を果たすことができたのも、森寫先生率いるこの二つの部会のお陰であると今でも思っています。

しかし、森寫先生に教えていただいたのは、民事法や法律全般のことだけではありません。私は、ベトナム時代も含めてかなり長い間、法整備支援の仕事に携わることになるのですが、その中で、森寫先生には様々な場面で御世話になりました。森寫先生は、私にとっては民法学者でおられるよりも、やはり我が国の法整備支援の師匠でおられ、美味いどぶろくの造り方はさておき、法整備支援のあるべき姿やその手法などにつき、実に多くのことを教えてくださいました。

思いだすままに述べてみますと、先生は、まず何よりも支援対象国の方々との接し方を大事にされていました。先生は、たとえ相手方が受け入れることを渋るような事柄であっても、言うべきことは言う、という方ではありましたが、だからといって決して最近の言葉で言う「上から目線」ととらえられるようなものの言い方はされませんでした。先生が対象国側へ助言をなさっているのを脇で拝聴していると、受け手の側に対する敬意を一瞬たりともお忘れにはなっていないことがよくわかります。その背後には、対象国の社会的・歴史的背景と、関係者の立場やものの考え方、そしてその方々の努力に対する深い理解があったのだと思います。そのような理解の上に立って、先生は、時にはかなり厳しいことをおっしゃることもありましたが、決して相手方の自尊心や感情を傷つけることなく、相手方が真に必要としている助言を、十分な理由を付け加えつつ、実に丁寧になさっておられました。また、そのような助言をなさる前提として、先生は相手方の説明や意見を丁寧に、かつ時によっては私などがついじれったく感じてしまうほど辛抱強く聞いておられました。このような姿勢が常に保たれていたことが、ベトナムにおいても、カンボジアにおいても、森寫先生が関係者の尊敬を集め、先生の助言が先方によく理解され、受け入れられた要因ではないかと思います。この点先生は、まさに偉大な「教授」、ベトナム語でいう *giao su* (ザオ・スー) でおられました。

接し方を重視する、ということでは、先生が重視しておられたことは、個人と個人の接し方の問題にとどまりません。接し方を、もう少し大きなレベルで考えますと、先生の考え方は、支援活動の在り方についてもそのまま当てはまります。森寫先生は、ベトナムは言うに及ばず、カンボジアに対する支援についても、プロジェクトの設計や運営に様々な形でかかわってこられました。そこでも一貫して相手方への深い理解と敬意を基礎にしておられ、この姿勢は一度も揺らいだことはありませんでした。ところで、ここからは全く私の推測にすぎませんが、森寫先生の、このアジアの開発途上国に対する姿勢は、過去のご発言やご論考などからしますと、先生のお若いころの欧米での研究などのご経験から来ているようです。先生は、どうやら欧米諸国のアジアに対する、それこそ「上から目線」の視線を肌で感じられ、その後も一貫してこれに対するある種の対抗心を持っておら

れたように思います。先生にとっては、アジアの途上国支援は、アジアの法律界を、欧米から見下されることのない、欧米と肩を並べられるレベルにまで引き上げる、ということが究極の目標になっていたように思われるのです。そしてそのことは、必ずしも、アジア諸国が欧米法をそのまま輸入して、同じ法制度や実務を持つべきであるということではなく、西欧法を取り入れながらもアジア各国の歴史的・文化的・社会的背景に根差した質の高い法制度・実務を目指すということであったと思います。このことが、森寫先生の法整備支援活動における姿勢にそのまま反映されていました。そのため、先生は、相手国のものの考え方や、法文化などを否定したり、批判したりするようなことは全くなさらず、むしろそれらを活かしつつ、公正透明かつ効果的な法制度・実務を実現すること目指しておられました。日本の法整備支援は「寄り添い型」である、などよく言いますし、実際にもなんとかその方向で動いているかと思いますが、振り返ってみれば、嚆矢ともいえるべき森寫先生ご自身がそうであったわけで、日本型法整備支援の基盤がそもそも森寫先生にあった、と言っても過言ではないのではないのでしょうか。

さらに、先生は、支援活動の在り方を、ダイナミックに変化する相手国の状況や、法律界の発展の度合いに合わせて変化させていくことも常に考えておられたようです。このことが割と明確に現れたのが、現在のベトナムプロジェクトの設計の時でした。先生は、この時かなりはっきりと、今度のプロジェクトは、ベトナムの発展の度合いに合わせ、ベトナムのグローバル社会における競争力を強化することを目標に、次世代のベトナムの法律界を担う若手の育成をするような性質のものにすべきである、と強く主張されました。そして、プロジェクトは今までのように、日本側がベトナム側に何かを教える、というやり方ではなく、若手を中心としたグループを組んで、ベトナム側が自ら課題を特定し、これを分析し、解決法を策定するように促し、日本側はこれを側面から支援するような形態をとるべきである、活動に際しては、日本側専門家は、いわゆるソクラティック・メソッドを取り入れるべきである、とおっしゃいました。この森寫先生のお考えは、日本側にとってもベトナム側にとっても新しい発想で若干戸惑う向きもありましたが、現在のプロジェクトに取り入れられています。ここでも森寫先生の教授としての側面がよく現れています。実を言いますと、私自身も、さすがいきなりソクラティック・メソッド、といわれてもなあ、という感想を当初は持ったのですが、先生はどうやらすでに前のプロジェクトの段階で、司法省の職員を相手にセミナーでこれを試されたようで、「やってみたけど、大丈夫、司法省の若い衆は付いてくるよ。もうそのくらいの力はあるよ」と嬉しそうにおっしゃっていました。このあたりが森寫先生で、机上論を述べておられるのではなく、果たしてそのような手法に効果があるかどうか、すでにご自分で実験をされ、目算があってそのように主張されていたのです。

その他にも先生から直接間接にお教えいただいたことはたくさんあり、限がないのでこのあたりでやめにしておきますが、今お話ししたような法整備支援についての姿勢や心得のようなものは、私が森寫先生の前で正座をして講義を頂戴した、という性質のものではありません。いずれも、森寫先生と法整備支援活動のなかでご一緒する機会を得た際に、

門前の小僧、というわけではありませんが、先生と相手国側とのやり取りや、日本側での会議の席などで、先生がなさったご発言などから学ばせていただいたことです。もちろん、細かい点については直接のご指導を受けたこともありますし、時には私の業務を直接助けて下さったこともあります。記憶に残っておりますのは、細部にわたることよりも、全体的なことで、一貫していた森寫先生の法整備支援にあたる姿勢です。さらに言えば、私などが毎度と言っているほど驚かされていましたが、私が申し上げるのも甚だ失礼ではありますが、先生の思考の柔軟性です。法律実務家もそうですが、法学者の方々の中には、「何々法とはかくあるべし」との信念を持たれ、これを一步も譲らない、という方が時々おられます。国内での議論では差し支えないのかもしれませんが、外国相手の、時によっては、我々の想像もつかない発想に基づいている法制度や実務を持つ国との対話では、このような硬い発想はどうかすると議論の破綻を招いてしまい、相互理解と対話への道が閉ざされてしまうことがあります。森寫先生は、実にフレキシブルな思考をお持ちで、それがゆえに、相手国の歴史的・社会的背景に根差す制度や実務への理解が深く、しかもそれが速いため、スムーズかつ的確な支援対象国との対話が可能であったのではないかと推察します。

このような森寫先生の姿勢や考え方あるいは柔軟な発想は、我が国の法整備支援の基礎の基礎たるべきもので、私などは、これに照らして我が身を振り返り、自分はこの教えを守れているだろうか、と自問自答してきた、そしてこれからも自問自答すべき性質のものであります。いわば、「大局」を教わったわけです。もっとも、このような教えを受けたのは私だけではもちろんないはずで、JICAも、国際協力部も、そして国際民商事法センターもみな同じではないかと思えます。折に触れて、森寫先生の在りし日のお姿を思い起こし、それぞれの立場で、森寫先生の教えを守ることができているかどうか、振り返ってみることが必要なのではないかと思います。

我々法整備支援関係者の中には、ややもすると、森寫先生が、なんだか少し怖い存在であったと感じておられる方もおられるかもしれません。確かに偉い先生でしたし、時には厳しい調子で法務省やJICAの批判をされたり、あるいは、プロジェクト専門家に注文をつけたたりされることもありました。かく言う私もお叱りを頂戴したことがないとは申しません。しかし、思い出してみてください。森寫先生のそのようなご発言は、何よりも法整備支援に対する愛情と言っているほどの熱い思いから出たものであることは疑いない上、そのような厳しいご発言をなさるときでも、それほど怖い顔はされておらず、必ずどこかの段階で笑顔を見せられ、ひとしきりお説教をされた後は、必ずと言っていいほど、フォローアップするかのような冗談を交えてものを言っておられませんでしたか？

先生は、私の眼からは実に気さくな方でした。ベトナム時代にはハノイまで出張してこられた先生とよく食事をご一緒させていただきました。そういった折には、いろいろと面白いお話を聞かせていただきました。食事と言えば、森寫先生はたいへんな健啖家でおられました。ベトナム料理もお好きだったようです。老齡の域に達しておられながら、活発なおしゃべりをされつつ、出てくる料理はいずれも苦も無くぺろりと平らげられ、また、

お酒もよく召し上がりました。ある時夕食時に特に行事もなかったので、じゃ、二人で一杯行こうか、ということになり、ハノイ市内の半分居酒屋のようなレストランへ行きましたが、もう喜寿に近かったはずの先生、ビールの後、度数40度のベトナム・ウォッカを生そのままボトル半分以上も召し上がりながら、ご機嫌でいろいろお話されたのですが、お相伴していた私の方が正気を保つのに苦労したというのもなんだか懐かしい思い出です。冒頭にも申し上げましたが、このような機会をもう少しいただきたかったという思いでいっぱいです。もう少し一緒にしてお話を伺いたかったのですが、今となってはもはや叶いません。

ご葬儀には僭越ながら国際民商事法センターを代表しまして、出席させていただきました。御出棺の前にお顔を拝見させていただきましたが、安らかな中にも、教授らしい、きりりとした表情でお眠りになっておられました。ご遺族のご挨拶で、亡くなられた後にご自宅の書斎を整理したところ、机の上に「ベトナム新プロジェクト2025」と書かれたメモが遺されていた、とのお話を伺い、胸を打たれる思いでした。先生は最後の最後まで法整備支援を愛し、ベトナムを気にかけておられたようです。

この森島先生のご遺志に沿うよう、これまでお教えいただいたことを胸に刻みながら、今後の法整備支援活動に携わっていきたいと思います。先生はきっと我々を見守ってくださっているはずです。

## 森嶋昭夫先生を偲ぶ

日本弁護士連合会国際活動・戦略に関する協議会議長

矢 吹 公 敏

森嶋先生の訃報に接し、心から哀悼の意を表します。ご家族の皆様にもお悔やみ申し上げます。

森嶋先生とは、1996年に独立行政法人国際協力機構（その当時は「国際協力事業団」、英文名は Japan International Cooperation Agency）（JICA）の法整備支援でお会いしたのが始まりです。当時、森嶋先生が関与されていたベトナムの民法改正支援をJICAがプロジェクト化して、森嶋先生が依頼した武藤司朗弁護士がJICAの最初の法整備支援海外専門家として赴任しました。六本木で行われた壮行会では、森嶋先生が武藤弁護士を最初の法整備支援で送り出すので、「何があるかわからないが骨は拾う」とおっしゃっていたのが懐かしく思い出されます。その後、1990年代後半には、ベトナムプロジェクトとカンボジアプロジェクトが外務省の重要政策中枢支援プロジェクトとなり、その中心にいつも森嶋先生がいらっしゃいました。

カンボジアプロジェクトでは、同国の民法支援の座長として、多くの民法の先生方をまとめておられた姿が忘れられません。例えば、同国の民法を個別法の集合体とするか法典化して総論を設けるかで、各先生の意見が分かれたのですが、それぞれの意見を真摯にお聞きになった上で法典化することをお決めになり、その後は頑としてそれを変えずに最後の家族法までやり抜いたリーダーシップは忘れられません。私も、民法プロジェクトと民事訴訟法プロジェクト（故竹下守夫先生が座長）の事務局長として関与させていただき、森嶋先生から多くの示唆を頂きました。カンボジアにも何回もご一緒しましたが、ある時、「矢吹君、日本ではボアソナードが日本の民法典の起草者とされているが、そうではない。当時、梅謙次郎先生や穂積陳重先生らがほとんど書き換えて日本の実情に合うようにしたのです。つまり、私達日本の専門家が作った民法をカンボジアの法律家が書き換えるようにして初めてカンボジアの民法ができるのですよ。」とおっしゃっていたのが忘れられません。

また、森嶋先生は、理不尽なことには厳しく対応される正義感の強い方でした。カンボジアの民法起草では法典を作るため時間がかかったのですが、その間に世界銀行が支援した土地法が成立して、これが民法典の物権法と相容れないことが分かった際には、大変ご立腹されワシントンDCまで行かれて交渉されました。

他方で、大変お酒が好きで、ベトナムでもカンボジアでもご一緒にお酒を飲むととても楽しくされていました。森嶋先生は厳しい方ですが、翻ってこのように人間味が高く、とても魅力的な方でした。私も、何度も海外出張に同行させていただきましたが、その度に勉強させていただきました。

近年は、ずいぶんお年を召されてからも、法整備支援等の国際会議でお見掛けすること

が多く、その度に「矢吹さん、元気になっていますか？」とお声を掛けていただき、お元気なお姿に触れることが私にとっては元気の源でした。もうそうしたお声掛けを頂くことはないのかと思うと哀惜の念に堪えませんが、天上からいつも見ていただいていると思います。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

## 法整備支援の父・森嶋昭夫（名古屋大学名誉教授） ～研究者にして外交にも長けた実践者～

元国際協力部長／公証人

山下 輝 年

### ある「誉め言葉」

いつだったか、法整備支援連絡会の機会だったと思います。おそらく国際協力部（ICD）<sup>1</sup>の部長時代か、その後のことです。森嶋先生がベトナム・カンボジア法整備支援（当時は起草支援）の手探り状態の頃を説明するくだりで、

「山下さんとか変わった方がいて・・・、」と仰ったのです。会場にいた方々はクスッと笑い、私に視線が集中しました。もちろん、中には二人の関係性を知らない方もいますので、何の問題もないということを示す意味で、私も笑みを浮かべて何度か頷いたのです。その後の休憩時だったか、会場参加者が近寄ってきて

「あれは“最高の誉め言葉”ですね」と言ってきました。分かる人には分かるという意味で、非常に印象に残っている出来事でした。

過去のICD NEWSを見てみると、その51号で2012年1月の法整備支援連絡会の記録が掲載されており、次のようになっています。

「法務省も最初は人員、予算がつかないということで積極的ではなかったのですけれども、お願いをして入っていただいたのですが、やはり山下さんなど何人か通常のお役人とは違った方が一

生懸命やってくださって・・・」

一応、公刊物に掲載されるため、ご自身で若干修正されたと思われます。おそらく、この時のことで間違いないでしょう。

その後、私自身は、検察、更に刑事司法の国際協力（UNAFEI）<sup>2</sup>を経て公証人になるわけですが、日程が許せばICDや名古屋大学を含む法整備支援関連の行事に顔を出しており、「この間、森嶋先生が山下さんや森永さんの名前を出していましたよ」と聞くことができました。森永さんというのは、森永太郎氏（元ベトナム長期専門家、元ICD部長・UNAFEI所長、現弁護士）のことです。そのように名前を出してくれることも光栄なことであり、森嶋先生には感謝するばかりです。

そこへ「森嶋昭夫 2024年5月26日永眠 享年91（満89歳）」の訃報が2日後の5月28日に届きました。高齢であり、いずれそういう事態が来るのは頭の中では分かっている、「来てほしくないものが来てしまった」のです。

実は、新型コロナ感染の影響で中断していたICCLC<sup>3</sup>主催の歓迎懇親会が2023年から再開しましたが、その年の11月14日、ベトナム最高人民裁判所副長官一行を迎えた懇親会に、森嶋先生が突然お越しになりました。杖をつかれ、懇親

<sup>1</sup> 法務省法務総合研究所（以下「法総研」）の一つの部。

<sup>2</sup> 国連アジア極東犯罪防止研修所（英名の略称）

<sup>3</sup> 公益財団法人「国際民商事法センター」（英名の略称）

会では椅子に座ったままでした。終盤になって遠慮がちに「今日は僕の誕生日なんだ、89歳のね」と仰いました。体調が万全とは言えない中の参加は、ベトナム法整備支援への愛着と、それが自分の役回りであるという使命感を示すものです。皆に対してはご自身の presence が present、またご自身への誕生日プレゼントだったのかも知れません。

森嶋先生は日本の法整備支援において「先駆け」「第一人者」などと紹介されますが、無から有を生み出したその功績は余りに偉大で、その形容ではまだ物足りない気がします。そこで、音楽の父（バッハ）、自然法・国際法の父（グロチウス）に倣って、「法整備支援の父」と冠した次第です。

同様の活動は、欧米で先に行われていますし、日本でも歴史を遡れば政尾藤吉法学博士がタイ法制の整備に貢献し、戦前の満州や台湾などで行われています。しかし現代「法整備支援」という意味では「父」に違いありません。

当初のプロジェクトが本の中の歴史になりつつあります。そこで、法整備支援活動を通じて接した「門前の小僧もどき」の時代（私が法総研教官であった2000年から2004年中心）につき、主観と思い入れを込めて、個人的な思い出を記します。

### 森嶋先生との出会いと印象

私が法整備支援に関与したのは、2000年4月からです。カンボジア法整備支援は1999年から起草支援が始まったばかりでした。ベトナム法整備支援は、JICA用語で「フェーズ2」となっていますが、こちらも現地長期専門家として弁護士が二代目となり、法務省から初代現

地専門家を派遣したばかりで、現地の要望を汲み取り、現地セミナーや本邦研修を年数回実施する状況でした。



ベトナムとの調印式  
(1999年11月18日)  
森嶋先生とロック司法大臣

ベトナム支援もカンボジア起草支援でも、森嶋教授と新美育文教授の声掛けで集まった民法研究者・弁護士・判事<sup>4</sup>が、月1回のペースで当時のICCLC事務所に午後6時頃から集まり、起草に関して協議していたのです。ベトナム・カンボジアの本邦研修では、中身はもちろん民法研究者が対応するのですが、その講義にも極力出席していました。私にとって司法試験勉強と司法修習以外は民法に縁遠く、正に「門前の小僧」状態です。

今なら「働き方改革」なる掛け声があり、考えられない事態かもしれません。当時でも、法総研教官は研修の企画に徹すればよく、全部に関与する必要はないと言う人もいました。しかし、それでは単なる企画事務員であり、実務法律家としての研修企画と言えるのか私には疑問だったのです。何より名だたる民法研究者の議論や講義を聞けるのですから、こんな貴重な機会はありません。むしろ、お金を払って聞く

<sup>4</sup> メンバーはICD NEWS 第7号（2003.1月）参照

べきものを、無料で聞けるわけです。

森嶋教授はJICAの国内支援委員会のトップであり、1～2か月に一度くらいの頻度で開催され、その会合にも毎回出席し、歯に衣着せぬ発言をされていました。例えば、

「JICAには法律家はいないんだから、法整備支援をやると言っても法律家を使うしかない」

「最高裁からの長期専門家の派遣は、どうなってますかなあ」

などと、JICA担当職員や、最高裁判所秘書課付（判事補）が同席している場と言うものですから、皆が相応のプレッシャーを受けます。そういう苦言めいたことを述べる時は、にこやかな笑顔なのです。研究者の仲間内では違うかもしれませんが、組織が違う若い人たち相手ですから、それなりの思いやりが看て取れました。半年遅れて最高裁から判事補のベトナム派遣決定の報が届き、その派遣者は国内支援委員会に出席していた秘書課付の竹内務判事補（現法務省民事局長）であり、森嶋先生は正に破顔一笑だったのです。また、数年後にはJICA法整備部門に弁護士が勤務するようになり、森嶋マジックとも言えるでしょう。

その一方で、法務省や法総研に対しては、他の組織の面々が同席する場所では、気を遣っているようでした。その背景にあるのは、次のような事情からです。森嶋先生は、ベトナム民法支援の話をするときに、1992年頃の苦労話を笑い話として披露します。周知の内容ですが再び述べると、

- ベトナム司法長官（ロック大臣として有名）が日本に民法支援を依頼したのに

無回答

- 森嶋先生が法務省に行くと国際協力は外務省所管、外務省に行くと民法は法務省と言う
- JICAは法整備支援がODA対象となるとは思っていなかったこと
- ベトナム側意識では日本が約束を破ったことになるため、日本の沽券にかかわる状態

そこで、自分で資金を集めて1995年ベトナム民法改正のお手伝いをした。いかにも「省庁あるある話」です。

また、決して権力側とはいえない森嶋教授が、日本国の名誉を守るために行動したのは、同じく権力側に厳しい立場の川島武宜法学博士と、米国法律家との対話を想起させます。川島博士が「日本の司法に汚職はない」と述べると、米国側から研究者の態度とは思えないと批判され、それでも更なる擁護論を述べたが、それは図らずも国を守る立場になっていたと回想する話のことです。

さて、森嶋教授は、その後も諦めずに法務省やJICAと交渉したと思われ、1994年に法務省秘書課主導でベトナム司法幹部を招聘して日本の制度説明や視察を実施し、1996年からベトナム支援が始まります。同じ年にUNAFEI支援団体であるACPF<sup>5</sup>を参考にICCLCが設立されていますので、法務省側にも森嶋構想に呼応した人がいたことを意味しています。加えて、フェーズ2当初、法務省・法総研はICD創設に向けて奔走していましたので、そういう時期に相手を面と向かって批判するわけがありません。

---

<sup>5</sup> 国連NGOのアジア刑政財団（英名の略称）

森寫先生は、「官」の特性を熟知しており、法務省が一度手を付けた以上、これが継続することになり（悪く言えば前例踏襲）、JICA長期専門家派遣や本邦研修運営という面では、枠組みは整ったという心境だったと思います。中でも本邦研修は、途上国にとって「日本に行ける！」という強烈な動機付けになるため、彼らの関心を引き付けることができます。法学研究者は、研修の中身に全力を傾けられるというわけです。

### 森寫先生の前で初のプレゼン

国際協力に携わると、先輩諸氏や著名な教授の前でプレゼンをする機会が嫌でもやってきます。そこで臆してはならず、むしろアピールしなければなりません。これはUNAFEI教官時代に学んだことであり、出席表にマルを付けただけでは参加ではない、皆の前で発表、質問、あるいはコメントしてこそ、「あの人が出席している」と認知されるわけです。

当時、JICA主催（法務省は共催）の「第2回法整備支援連絡会」がJICAの国際協力総合研修所（市ヶ谷）で行われました<sup>6</sup>。そこが私のデビューでしたが、外国人の参加もあり、自己紹介で「Attorney, General Affairs Planning Department」のコンマ（ポーズ）の位置が重要で、Attorney General と続けないようにとジョークで始めました。そして、様々な法分野の専門家・研修者が集まっているため、なぜ民法支援なのか、が問われる状況であり、私なりに民法支援の根拠としたのが、次の内容です。

「民法は市民社会法の基本法である。取引当事者の自由・独立・平等が基本にあり、それはビリヤードに喩えると分かり易い。球が均質で一つ一つ自由に動けるからゲームが成り立つ。大企業の商品でも消費者が買わないという選択をできるので対等である。球が不統一だとゲームにならない」

「小さい球が未成年者等の無能力者なら法定代理人を付けて平等になるようにする。大企業は大きな球でゲームにならないので、独占禁止法や約款、労働法などで平等化を図ろうとする。つまり、民法を学べば、人権の基本原理が知らず知らずのうちに身につくことになる」

これは、中央大学1年次の民法講義、一風変わった沼正也教授の受け売りであり、「日本の法整備支援は、なぜ人権を取り上げないのか」という声に対する説明にもなると考えた結果です。

実は、森寫先生の口癖は、「人権」というのは、中国、ベトナムや途上国では、西洋人が一定の場面である思惑をもって使う、いや、少なくともそう使われると途上国から思われている「手垢の付いた用語」なのだということでした。「人権」とか「Human rights」という用語を使った途端、臓器売買、人身売買、少数民族問題、権力機構批判などが想起され、そこから一歩も進まなくなるとも言っていました。

こういうこともあって、私なりに説明したつもりでしたが、プレゼン後に森寫先生は、

「あの発表でね、一つだけ言うと、大企業がビリヤードの大きな球かどうかは分からんけどねえ」

<sup>6</sup> 経緯はICD NEWS 第87号（2021.6月）拙稿 参照

と、にこやかに笑みを浮かべつつ、意味深な感想を伝えてくださいました。そのときは分かりませんでした、「大企業と言ったって、大したことないよ」という意味かもしれません。それは、不法行為法の研究者にして四日市公害訴訟の原告側に加わり勝訴していますし、名古屋大学でもバブル崩壊後にもかかわらず企業から多額の寄附金（1億2000万円）を集めています。法整備支援分野でも、JICA・外務省・法務省もいわば大組織とも言えるわけで、これらを動かしてきた経験に基づくものかもしれません。あるいは、大企業や組織といっても担当者レベルや幹部相手だから、要は相手を見て、それに応じた対応の仕方だよと言いたかったなどと、あれこれ考えさせられました。

### 責任感・使命感と度量

今の法整備支援体制を形作るについては、森嶋先生の役回りに負うところが大きいです。プロジェクトとしてはJICAが実施主体です。しかし、JICA担当者は開発事業には詳しくても法分野は知らず、担当者には異動が付きものです。ODAを使って、支援対象国を相手にするには、大臣レベルと交渉・折衝が必要となり、失敗すれば責任問題となりかねません。JICA幹部、外務省や法務省の幹部、法学研究者の中で、支援委員会の長として、あるいは調査団の団長として責任を負うような役を引き受ける人は極めて稀です。そのことを十分承知の上で、森嶋先生は、「責任って言ったってね、大した責任じゃないからね。いくらでも取ってやるよ。僕は保身とは無縁だ。面子はあるけどね」と、豪快に笑って引き受けていました。

ところで、ベトナム民法改正支援、カンボジア民法起草支援が同時並行で進んでいる中、ラオスからも法整備支援の要請が来ていました。森嶋先生はラオス支援には消極でした。ラオスはまだその時期ではないということと、日本側の人材不足、つまり研究者メンバーの手が回らない状況だったからです。

当時の同僚榊原一夫総務企画部付（後に大阪高検検事長を務め、現弁護士）と話していても、それは百も承知であり、たゞいわゆる仏印（インドシナ3か国）のうち、ラオスだけ無視するわけにもいきません。ラオスの規模なら次年度にできるICDの教官にとっても実質的に経験を積む格好の場になるので、事前調査は実施したいと考えました。JICAの本部も現地事務所も賛成です。

そこで森嶋先生に話すと、「事前調査すればラオスは期待する。対応できるのかな」と問われ、「先生方にはご迷惑はかけません。ラオスの状況からして、研修と教材作りが中心となるでしょうから、来年できる法総研ICDで責任を持って対応します」と言い切ると、「分かった。でも調査団長になってくれる人はいないでしょ。僕が最後の調査のまとめの時だけ団長で行こう」と承諾してくださいました。

さて、支援対象国には欧米の様々なドナー機関（法整備支援関連）が日本よりも先に実施しており、時に日本の起草支援に重大な影響を及ぼすことがあります。特に、世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）などの支援は、conditionalityと言って、彼らの提案に従わなければ、支援金をストップするという手法であり、英米法系の個別法を導入しようとしていまし

た。森寫先生はJICA事業にかかわる問題として、直接出向いて世銀担当者と交渉するということも全く厭わず、そして躊躇なく臨んでいました。その行動力は、まさに有能かつ実務能力の高い外交官を彷彿とさせるものでした。もちろん、全てがうまくいくわけではありません。とにかく物申す、日本はこれこれこういう考え方でこういうことをやっている」と主張し、発信することに意義があるという姿勢です。とても通常の研究者とは思えない行動でした。

一方で、複数のドナーが似たような支援を重複して行うことを避ける必要があるという文脈で、ドナー間の協調や調整が議論となった際、森寫先生は

「調整とか協調、そんなものは必要ない。やることをやっていれば相手が調整しにくる」

と言い放ちました。字面だけで理解すると誤解を招いかねません。その真意は、他の機関やその活動に興味がないのではなく、皆がそれぞれ忙しくて連携協調する暇がないだけであって、それより日本がしっかり良いことをやっていて発信すれば、こちらが気をもまずとも向こうからやってくるという意味です。つまり「まず自分の胸に手を当てて全力を尽くしているか？」と自問せよ」という叱咤激励でもあったのです。

このように、森寫発言は、会議の流れと、その文脈において理解しなければならず、油断ならないという意味で留意が必要でした。

また、森永氏が長期専門家として滞在していた頃、ベトナム法整備支援が打ち切れそうになったことがあると、最近聞いて驚きました。その際にも結局、森寫先生の度量と胆力により継続となり、今に至って

いるということです。

### 森寫発言の厳しさと真意

私が見聞きした森寫発言に基づく、あるキーワードが出たときに、論調が厳しくなっていました。

- (1) なぜ民法・民事訴訟法支援か
- (2) 「人権」分野を扱わないのか
- (3) 民主化支援
- (4) 人材育成
- (5) ルール・オブ・ロー（法の支配）
- (6) グッドガバナンス
- (7) ストラテジー（戦略）

ここで挙げた(1)から(3)までは、JICAが市場経済移行支援という枠組で、民法・民訴法起草支援として始まり、それが注目を浴びたため、他の法分野から意見や質問・疑問が呈されたときに生じます。その際は、

「原則論としては、法整備支援は、誰がどのようにやってもいいもので、何も限定はしていない」

「しかし、ここで話している法整備支援はJICAのODAとしての支援である。国の金を使うからには、国・政府レベルの話は避けられず、優先順位も問題とされる」

「相手国が、人権や民主化、憲法の支援を求めるなら、そして日本の専門家で対応でき、JICA・外務省が応じるかという話になる」

と、おおよそこのような論法になります。言外には、自分でそのニーズを発掘して相手国から支援要請を受けた上で、関係省庁を説得すればできるのだから、この場で意見するのもいいが、取り組んでみたらいいということかと思います。

次に(4)の人材育成については、「人材育成はそれぞれの国が行うべきもので、それが単体・独立で支援の対象にはならない」という考えでした。JICAやICDが、人材育成を項目として掲げると、抽象論に対して必ず反応します。それはカンボジア民法・民訴法起草支援を行い、最終的には施行となった経験に基づくものと、私は理解しています。1999年に始める時は、対象国からフランスと同様に1年で作ってほしいと言われたものの、「そんなことはできない」と断り、どんなに頑張っても3年から5年は必要と説き伏せて着手した経緯があります。現実の施行（適用）は2011年12月21日ですから<sup>7</sup>、なんと12年の歳月を要したのです。

法律ができてそれを運用する人材がいなくては絵に描いた餅となるため、カンボジア裁判官と現地セミナー、本邦研修で、継続的かつ後継者育成を意識しながら、辿り着いたものです。カンボジアで開催された民法関連行事で、このプロジェクトに関与したカンボジア裁判官が聴衆からの質疑応答に見事に対応し、聴衆、特にカンボジア政府幹部や他のドナー関係者が驚き感心したと聞いています。見くびっていたことの裏返しでしょう。つまり、人材育成支援というのは、それ自体が目的ではなく、まず何らかの題材（例えば民法起草）があって、それを支援機関だけでやるのではなく、現地の実情と必要性を知る人を巻き込んで行い、共に考え議論しながら行うもので、それこそ人材育成であるという考えなのです。伝聞ですが、西洋ドナーが「日本はいい人材を取り込んでうまくやった」と

言ったということです。その長い道を知らぬがゆえの感想と思いますが、負け惜しみのように受け取ってよいと感じた次第です。

次に、法の支配（ルール・オブ・ロー）や、グッドガバナンス（良い統治）、ストラテジー（戦略）という横文字概念が登場すると、森脇先生の反応を誘発すると覚悟しておくべきです。これらは全て西洋概念、更に言えばアメリカ型の発想で、その発想を皆がその本質に留意することなく、ありがたがってそのまま途上国に導入しようとするのはよくないという文脈で森脇発言がなされます。つまり、彼らの言うRule of lawはThe rule of lawであって、A rule of lawではないことから明らかだとして、「法の支配」と和訳されるけれども、最終的には裁判所で解決されるということが背景にあり、アメリカには立派な裁判所があり立派な裁判官がいるかもしれないが、途上国はそんな実情ではなく、実情を考慮したアプローチが必要だということでした。

グッドガバナンスも同様であり、アメリカにはアメリカの、ロシアにはロシアの、中国には中国の、途上国には途上国のガバナンスがあるということに始まり、そのように異なる社会や土壌の中で、どのようにして在るべき姿を気付かせ、その方向へと導くかが意識されるべきなのに、お題目のようにルール・オブ・ロー、グッドガバナンスを唱えることで、何か良いことをしたように錯覚してはならない、それは思考停止につながるというような批判的論調になっていました。

---

<sup>7</sup> ICD NEWS 第51号（2012.6月）参照

ストラテジー（戦略）も同じです。森脇先生は I G E S<sup>8</sup> 初代理事長・所長でしたので、戦略とは何かが始まると、とても太刀打ちできません。

こうしてみると、ある一つの理念に貫かれていることが分かります。それは、どこまでもプラグマティック（pragmatic）、つまり「実用的で具体的でなければならない」ということです。西洋型起草支援、つまり自分たちと似た法律や法制度ができれば進出や取引で有利になるとして、ドナー側が提示した法案を呑み込ませる方式には反対であり、そんなことをすれば機能しないことは、過去の「法と開発運動」の失敗から明らかなのに、まだそういうことをやっている（いわば、お題目・抽象論と一緒に）という批判的な視点です。



ベトナム司法省とのセミナー  
（2008年8月5～6日）

だからこそ、ベトナム民法改正支援で、ベトナムの実情を調査し、対象国幹部と対話し、先方の起草案を基に、ベトナムの実情に合わせて民法というものの考え方を説いていったのでしょう。カンボジアでも実情を知るためにカンボジア裁判官をプロジェクトメンバーに常時入れ、将来の運用も含め、対象国で使える、法が機能するこ

とを目指したのです。

心血を注いだ大変な事業であったのですが、その後に、ICDやJICA、そして名古屋大学が、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、ネパール、東ティモールなどに手を広げていった状況には、「そんなにできるわけないのだが、一体、何をやっているんだか・・・」という思いがあったに違いありません。

考えてみれば、森脇先生が専門とする不法行為法は、民法は僅か16か条、要件も抽象的であり、これを具体化して社会の発展に伴い新たに生起する不法行為事案に対処し、かつ、法理論を構築していく分野です。その事案の不利益を加害者側に負わせるか、被害者側に残したままにするかという究極の価値判断が付きまといまいます。お題目や抽象論では現実の問題は解決できないということが染みついていたと思う次第です。

## 記憶に残る森脇語録

### (1) 法整備支援は麻薬のようなもの

言うまでもなく、一度、法整備支援に携われば、その魅力に憑りつかれ、なかなか抜け出せないという意味です。周囲に仲間も抜け出させてくれない。仮に抜け出せたとしても、フラッシュバックのように思い出し、何か行事があると顔を出したくなるもので、それほど中毒性・依存性があるというわけです。

### (2) 闘うときのアプローチが外国（特に西洋）と日本では違う

曰く、「剣を持った戦いに喩えると、彼らはいきなり前に出てチャンチャンバラバラやって有利に進めようとする。日本ではまず一步引いて相手との距離を取って間

<sup>8</sup> 公益財団法人地球環境戦略研究機関（英名の略称）

(スペース)を作り、それからじりじりとスペースを取り合う。日本流で一步退いて“間”を作ったつもりが相手に攻め込まれることにならないようにね」

実に言い得て妙です。

**(3) JICAの本音は、学者・医者・弁護士（法律家）を使いたくない、僕も同じだけど・笑**

これは冗談半分ですが、プロジェクトでは落としどころが必要なのに、先生と呼ばれる人たちは融通が利かず辞めてしまいがちであり、専門家側に対する戒めの言葉だと理解しました。

**(4) 君はラオスで法学教育の英雄になれる**

これは2001年1月、ラオス支援の事前調査まとめの時期に森島先生を団長としてお迎えしたときの話です。関係機関を視察しながら、ラオスの実情を説明すると、「一人当たり月10ドル、1年で120ドル、学生150名として全部で18,000ドル、200万程度か。個人名を冠したフェローシップでも作れば、一躍ラオス法学教育の英雄だね」と冗談交じりに仰った。

**(5) 歴史を縦糸、現在を横糸に取れば、法整備支援で生きた歴史を学べる。**

これも2001年頃、森島先生との雑談で言われた内容です。曰く

「時代の流れを縦糸に取れば、日本も途上国のような時代があり、それはわずか50年前の話で、自分も食べるものにも事欠く経験をしてきた。法律図書もあまりなく、似たような困難な時代を過ごしてきた。」

「一方で、現在という時代を横糸に取れば、その困難な状況が途上国に現実存在する。若い人にとって、法整備支

援に携わって現地を見るということは、日本の過去を実体験できることを意味し、現代日本の環境が所与のものとして、当然のように存在するものではない。それを知るだけでも意義がある」

**(6) 前の人が時間オーバーを許されたので、私もいいかな？**

会議では、発表時間の制限がありますが、森島先生が話し出すと、往々にして長くなります。特に、前の発表者が時間オーバーした場合には、自分の制限時間が迫っても終わりそうにないと、「前の人が許されたので、私がオーバーしてもバチは当たらないよね」と言って話し続けたことがあります。もちろん、ウィットですが、誰も何も言えませなし、名指しされたも同然の発表者は恐縮することになります。

**(7) 森島でも森島でも僕は構わない、法務省は別なことに気を遣いなさい**

有斐閣の著書「不法行為法講義」は、通常の「島」です。名前表記の正確性のため、森島先生に確認したときの答がこうでした。これを担当者に伝えると驚きつつ、「島」となりました。

**残された者の責務**

最後になりますが、法整備支援は25年前と違って、法学研究者にも実務家にも知られるようになり、一定の認知を受けています。それなりに活動は続くでしょう。法整備支援事業は、法学研究者・実務法律家・開発関係者など様々な分野の人々が立場と利害を超えて同じ目的に向かって協力できるという意味で、素晴らしい事業です。そのような事業を根付かせてくれた森島先生に報いる意味でも、発展させていか

なければなりません。その責任は重大です。

しかし、森寫先生が築いたベトナム・カンボジアとの信頼関係を引き継げる人は誰もいないでしょう。森寫先生は「情けないことを言うな」と叱責されるか、「そうか、そうか」と満足されるか、あるいは「大丈夫だよ」とも激励されそうな気がします。

森寫先生、本当にありがとうございました。先生の御冥福をお祈りしつつ、次の言葉でお見送りいたします。

「森寫の前に森寫なし 森寫の後に森寫なし」



森寫先生とクオン司法大臣  
(2008年8月7日)

(2024年9月4日 記)

## カンボジア・トボンクムン控訴裁判所長モン・モニチャリヤ判事による 追悼の言葉

—森嶋昭夫先生の「知の遺産」はカンボジアで生き続ける—

カンボジア長期派遣専門家

伊 藤 みずき

1970年代から1991年まで長く続いた紛争と混乱を経て、カンボジアにおける法・司法制度は壊滅状態となっていました。平和を迎え、復興の道を歩み始めたカンボジア政府からの要請を受け、民法・民事訴訟法の起草支援を目的とするJICA法制度整備プロジェクトが開始されたのは、1999年のことでした。森嶋昭夫先生は、それに先立つ1997年、カンボジアのチャム・スグム司法大臣（当時）から、民法の起草を日本に支援してほしい旨熱心に伝えられたといいます。その当時のことについて、森嶋先生は、「その時大臣は、涙を浮かべていたようにも見えました。あの熱意というのは、（ポル・ポト政権下で）あれだけの苦難を乗り越えてきた国の人だからこそ生まれるものだと思うて、私も非常に感動しました。これは何とかしなければならないと、心を動かされました。」と語っておられました<sup>1</sup>。

森嶋先生を団長とする調査団がカンボジア司法省との議論を重ねた結果、法制度整備プロジェクトが形成され、森嶋先生は、同プロジェクトで、民法作業部会の部会長を務められました。

民法という社会の基盤を成す法律の起草に尽力された森嶋先生は、言うまでもなく、カンボジアにおける法整備の歴史に残る存在です。森嶋先生が逝去されたというニュースを聞き、多くのカンボジアの法律関係者が、追悼の言葉をプロジェクトオフィスに寄せてくださいました。

追悼の言葉を伝えてくださった中のお一人で、カンボジア民法・民事訴訟法の起草当時、カンボジア側のワーキンググループ（以下「WG」という。）において中心的役割を担うメンバーの一人であったモン・モニチャリヤ判事（現トボンクムン控訴裁判所長）に、起草当時の森嶋先生との思い出や、現在の先生への思いなどについてお聞きしました。

### 起草当時を振り返って

私は、1999年に民法・民事訴訟法の起草のWGにメンバーとして加わりました。当時、私はプノンペン始審裁判所の判事で、裁判官としての経験は、3年程度でした。カンボジアの民法と民事訴訟法の歴史を振り返ると、同時に森嶋先生の思い出も蘇ってきます。

<sup>1</sup> 独立行政法人国際協力機構、世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援、文藝春秋企画出版、2018、99p.

す。

当時、カンボジアでは圧倒的に法律が不足していました。特に民事分野の法律はほとんどなく、既に存在していた主要なものは、婚姻家族法と土地法くらいでした。国際会議に出席しても、カンボジアに法律がほとんどないことを伝えることになり、いつも恥ずかしい思いをしていました。そのような状況ですから、カンボジアでは、一刻も早く、新しい法律を作る必要がありました。そのためには、外国からの法整備支援が必要で、カンボジアでは、様々な国から支援を受け、法律が作られていきました。

日本の支援は、他国の支援とは違いました。日本が法律を作って、それをただカンボジアに渡す、というやり方はしませんでした。当時、カンボジアの人材は非常に限られていたため、カンボジア側が条文を一から作ることは難しく、日本側が条文の草案を作りました。その上で、日本は、カンボジア側の意見を聞き、日本側とカンボジア側が一緒に検討しながら条文を作り上げていきました。WGの会議で、森寫先生が、起草の目的について以下のようにおっしゃったことがとても印象に残っています。「民法・民事訴訟法の起草は、日本や日本人のためではない。カンボジアのための法律を作るのだから、カンボジア人の理解に基づいて出来上がったものでなければいけない。WGの皆さんは、とても大事な人材である。皆さんが努力して十分に法律を理解しなければ、将来他の人たちにその理解を伝えることができない。十分に理解して、この法律を普及してほしい。」。これは、私たちにとって非常に重要で貴重なアドバイスで、森寫先生のこの言葉は、私たちカンボジア人の努力を支えてきました。

## 日本の法整備支援の功績

起草作業では、森寫先生をはじめ、日本の先生方が、まずはカンボジアの法律を理解しようとしたことがとても印象的でした。日本側もカンボジア側も、カンボジアの古い法律を調べ、理解をした上で、新しい条文を作り上げていきました。例えば、婚姻家族法や旧民法の条文について双方で調べ、その結果について議論し、理解を共有した上で、条文一つ一つについて議論していきました。

カンボジアの古い法律だけではなく、日本、フランス、ドイツなどの法律を参考にしながら、どのようなものがカンボジアにふさわしいものかについて議論し、条文が作られました。そのため、その内容は、現代的なものになっています。条文の用語についても、多くの時間を割いて議論し、言葉の使い方を工夫し、使う用語を決めていきました。

日本側が提案した制度について、カンボジア側が理解できず、そのような制度を導入することについて納得できない場合もありました。その都度、森寫先生は、その制度をなぜ提案しているのか、どのような場面で適用されるのか、なぜカンボジアでも検討するべきだと考えているのかなどについて、丁寧に説得的に説明してくださいました。そのようにして、日本側の説明を踏まえて、カンボジア側が検討して意見を出し、議論を進めていきました。

WGでは、日本側もカンボジア側もそれぞれテーマごとにグループ分けをしました。例えば、婚姻家族法についてはユー・ブンレン判事（筆者注：現最高裁判所副長官）が担当し、私は担保を担当しました。私が担保について調べたところ、カンボジアの法律上は、質権や人的保証についての規定はあるにはありましたが、それ以外はありませんでした。それで、日本側からは、それ以外にも様々な形の担保があることが紹介され、カンボジアの実務の状況も確認し、議論をしました。その結果、先取特権や留置権などの条文が導入されることになりました。当初、カンボジア側にとって、先取特権や留置権の概念を理解することは非常に困難でした。そこで、日本の先生方からセミナーを開催する形で説明をしていただきました。そのようなセミナーを開催していただいて勉強し、ようやく概念を理解することができるようになりました。このように、日本の支援は、ただ法律を起草してカンボジアに渡し、「後はカンボジアで適用してください」というようなやり方ではなく、日本とカンボジアとが共に考え、カンボジア人が理解し、自ら適用できるようなものにするために工夫されたものでした。

先ほども説明したように、森島先生からは、私たちカンボジア人が法律を理解し、次の世代に普及することが重要であるという言葉をもらいました。カンボジア側も、法律を作るだけでなく、次世代を育成できる人材が必要だと考えていました。日本の支援は、法律を作るだけでなく、カンボジアの人材育成にも大きく貢献するものでした。日本側のWGでは、私たちカンボジア側が理解できるように、それぞれの条文について、その条文の背景や趣旨、どの国の法律を参照して研究した結果、その条文となったのかなどについて説明し、起草の過程で、カンボジアの人材を育成してくれました。また、そのような説明を記載した資料も多く作成してくれました。その資料は、現在カンボジアで使用されている条文のコメンタリーの元となっているもので、こういった資料を提供していただいたおかげで、私たちの理解が深まりました。裁判官養成校での講義の際には、教官は、こういった資料を参照しながら教えています。現在まで人材育成を継続することができているのは、このような資料や教材まで作成していただいたおかげだと思っています。

このような方法で行われた日本の支援は、日本側においても多くの予算、時間、人材を費やした大変なプロジェクトであったと思います。しかし、その多大な貢献のおかげで、カンボジア社会にとって非常に重要な価値のある成果がもたらされたのです。

## 日本の桜と法律

私は、このプロジェクトに参加し、初めて日本に行きました。その時、とても美しい桜を見ました。私は、その桜の花をカンボジアに持って帰りたいと思いました。でも、その時、このようなことを考えました。もし、自分が桜の花をカンボジアに持って帰ったら、少しの間は美しい花を見ることができても、しばらくするとその花は枯れてしまい、花を見ることができなくなってしまうでしょう。でも、もし桜の木をカンボジアに持ってきて育てることができれば、すぐに花を見ることはできないが、しばらくすれば花が咲いて、

美しい桜の花が見られるようになり、そして、別の場所でも同じ桜の木を育てることができるようになって、より多くの人がある美しい桜を見られるようになります。私は、法律も、これと同じなのではないかと思ったのです。たとえすぐにカンボジアで法律ができあがっても、それを理解し、さらに、それを理解する次世代を育てられる人材が育成されなければ意味がない。日本の美しい桜を見て、このようなことを考えたことを覚えています。

### 森嶋先生にお伝えしたいこと

森嶋先生がカンボジアに捧げてくださった時間や知識は、今、カンボジアにおいて「知の財産」になっています。そのことは、現在だけではなく、将来のカンボジアの発展にとって、非常に重要な役割を果たすことでしょう。

森嶋先生が亡くなられたことは、大変残念で、心からお悔み申し上げます。しかし、人は、生まれて、年を取り、必ず最後に命は尽きるもので、森嶋先生も、その経験をされたということだと私は理解しています。森嶋先生の体はなくなってしまうても、先生が遺した功績や思想は、「知の遺産」として、カンボジアで生き続けています。森嶋先生のご冥福を心よりお祈りいたします。

(※以下の追悼レターはベトナム語で書かれたものをプロジェクトオフィスにおいて日本語訳したものです。)

## ベトナム司法省法規範文書検査局一同

名古屋大学名誉教授である森寫昭夫先生は、ベトナムの司法の発展に多大な貢献をされてきました。JICAプロジェクトの枠組みの活動を通じて、先生が交換、共有して下さった有益な経験、内容は、ベトナムの法司法改革、社会主義法治国家建設にとって貴重な情報源でした。

森寫先生は、JICAプロジェクトの協力活動を通じて、司法省法規範文書検査局に対し、日本及び世界の先進国の法律の深い理解を有する専門家の見地から、法律の整備と施行に関する実践と経験について、貴重で熱心な意見・経験を提供されました。これにより、法規範文書検査局は、法規範文書の検査、レビュー、整合、体系化及び法規範文書の法典化の質及び効率性を向上させるための多くの実践的かつ貴重な知識及び情報を受け取り、参照し、学ぶことができました。これは、ベトナムの法制度と法施行組織の整備と完備に貢献しています。

森寫先生は、JICAプロジェクトの枠組みにおける専門的な協力活動に加え、法規範文書検査局の各世代の公務員に、深く、親密かつ誠実な感情を残しました。我々は、森寫先生が、芸術の愛好家であり、ベトナムの音楽、特に音楽家の故チン・コン・ソンによる深い人間的価値を多く備えた作品を愛好する尊敬できる教授であると感じています。ある交流会において、我々は、森寫先生に、多くのベトナム人に愛唱され、ベトナム語で「恋人」というタイトルで翻訳されている「恋人よ」という日本の歌を感情豊かに歌っていただきました。森寫先生は、法規範文書を検査する我々にとって、常に、尊敬する教師であり、偉大な友人であり、献身的で親密な同僚です。

(※以下の追悼レターはクメール語で書かれたものをプロジェクトオフィスにおいて英訳したものです。)

I am deeply saddened to have received the news about the death of Professor Morishima Akio on 26<sup>th</sup> of May, 2024.

I also apologize that I had not sent the condolence letter to the family of the late professor due to my illness.

I have never forgotten the virtue of the professor who had spent both his physical and mind participating actively in the legal cooperation between Cambodia and Japan in order to restructure the justice sector of civil law of Cambodia which was almost completely destroyed by civil war.

“Civil Code and Civil Code Procedure” as well as the relevant regulations related to civil sector is a very significant and priceless achievement which were born from the efforts of Cambodian government with the support from Japan, in which the comprehensive contribution from Professor Morishima Akio was involved.

The name of the professor will always stay in the memory of Cambodian people, legal practitioners and is written in the Commentary of Civil Code forever.

To me, the professor had provided me with a lot of knowledge and experiences which have become the fundamental of my personal profession and is being shared continuously to the later generations.

In the opportunity of this sad and regretful occasion, on behalf of myself and my family, we would like to share our condolences to the family of the professor for his loss.

I and my family would like to pray for the soul of the professor Morishima Akio to rest in peace.

Phnom Penh, 12 June 2024

Signature

Hy Sophea

Dear Bereaved Family of Professor Morishima,

I was so sorry to hear about the passing of Prof. Morishima. Prof. Morishima was such an important person to those around him and his absence is deeply felt. I feel lucky to have had the opportunity to know him and learn a lot from him. I will always remember the way he guided us with strictness and kindness when we drafted the Civil Code of the Kingdom of Cambodia from the late 1990s. Furthermore, the Cambodian Civil Code, which he led the drafting is a glorious legacy for all Cambodians. Please know that he will always be remembered and loved by all of us who used to be working together with him. Please accept my deepest condolence.

6 June 2024 Sincerely,



You Bunleng  
Vice President, Supreme Court of the Kingdom of Cambodia